

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経常任委員会会議録 （14年2定）			
日 時	平成14年 6月18日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時36分
場 所	消防第2・第3会議室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、大竹副委員長、大畠・次木・渡部・西脇・岡本・秋山 各委員		
説 明 員	経済・港湾両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員 長</p> <p>副委員 長</p> <p>署 名 員</p> <p>署 名 員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、会議を開きます。

本日の会議録署名員に、大島委員、秋山委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

平成13年度企業立地状況について。

(経済)産業振興課長

平成13年度の企業立地状況につきまして、ご報告申し上げます。

資料1をご参照ください。

最初に、新規立地企業でございますが、銭函3丁目の銭函工業団地隣接地において、納豆製造のティー・アイ・シー株式会社ほか4社が、また、石狩湾新港小樽市域においては、冷凍食品配送の日本デリカ運輸株式会社ほか2社が立地し、合わせて8社が新たに立地決定いたしました。

次に、平成13年度中に操業を開始した企業でございますが、銭函3丁目において、食品添加物製造の株式会社シヨクセンほか5社が、また、石狩湾新港小樽市域においては、三ツ輪運輸株式会社の低温倉庫をはじめ、合わせて7社が操業を開始いたしました。

この結果、銭函工業団地並びに石狩湾新港小樽市域の立地状況につきましては、平成14年3月末現在、銭函工業団地では合計119社の立地があり、分譲面積は64ヘクタール、分譲率は84.5%となっており、これらの立地企業119社のうち、98社が既に操業を行っております。一方、石狩湾新港小樽市域につきましては、67社の立地があり、分譲面積は104ヘクタール、分譲率は44%となっており、立地企業67社のうち、32社が既に操業を開始しております。

また、石狩湾新港地域全体の立地状況につきましては、立地企業数が718社、分譲面積は738.4ヘクタールで、分譲率は61.1%となっており、立地企業718社のうち、555社が操業を行っております。

企業立地を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、引き続き、必要な情報収集に努め、更に多くの企業の立地が図られますよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長

小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟について。

(経済)産業振興課長

小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟についてご報告申し上げます。

平成13年第1回定例会におきまして、「訴えの提起について」の議決をいただいた後、平成13年3月27日に、札幌地方裁判所小樽支部へ2法人7個人を被告として使用損失補てん金の支払いを求める訴状を提出いたしました。

事件名は、「平成13年(ワ)第29号使用損失補てん金請求事件」となっております。

その後、平成13年5月22日、被告側より裁判所へ答弁書が提出され、第1回口頭弁論が5月28日に行われ、それ以降、本年5月27日までの間に合計10回の口頭弁論が行われております。

第8回までは、小樽フィッシュミール協業組合の設立に至る経過、また平成2年当時の解散に至る内容などについて、双方の事実関係についての準備書面の取交しを行い、第9回及び第10回では、原告側関係者から当時の状況について記述した陳述書が提出されたところであります。

第11回の口頭弁論が6月24日に予定されておりますが、そのときには、証人調べの対象について決定されることとなっており、9月9日に予定されております第12回からは、証人調べが行われることとなっております。

以上でございます。

委員長

平成15年度小樽港港湾関係事業予算要求案について。

(港湾)工務課長

平成15年度小樽港港湾関係予算要求案について説明いたします。

お手元資料2の1、2の2をごらん願います。

資料2の1は、平成15年度小樽港港湾関係事業予算要求案であり、平成14年度当初予算との対比表となっております。また、資料2の2は、事業予算案位置図で、赤く着色しているところが平成15年度の事業箇所となっております。

まず、国直轄事業について説明いたします。

資料2の2、位置図左上、の部分であります。継続事業として行っております防波堤(北)の改良に伴う調査設計で、ケーソン部の強度や海底部根固め工の調査確認を行う予定となっております。

次に、位置図右上の部分であります。同じく継続事業として行っております臨港道路小樽港縦貫線の改良で、平成15年度末の暫定2車線開通に向け、本体工事を進めております。

なお、市道取付部の一部と現平磯橋の解体工事が平成16年度に残る予定です。

以上、国直轄事業として、事業費総額は1億3,400万円、小樽市の管理者負担金は3億7,250万円を見込んでおります。

次に、補助事業について説明いたします。

位置図の中央右下の部分であります。継続事業として行っております臨港道路小樽港縦貫線の勝納ふ頭基部、フェリー交差点付近札幌側の4車線化に向けた改良工事や、それに伴う用地補償費であります。

次に、位置図左下の部分であります。同じく継続事業として行っております小樽運河の環境整備事業で、水質浄化対策としての効果が期待される汚泥のしゅんせつ工事であります。

以上、補助事業としまして、事業費総額は1億3,000万円を見込んでおります。

次に、起債事業について説明いたします。

位置図の中心部、港町ふ頭、の部分であります。新規事業として、定期コンテナ航路が開設された場合の荷役機械やくん蒸上屋の整備であります。事業費総額8億1,000万円のうち、平成15年度は6億9,500万円を見込んでおります。現在、官民一体となってコンテナ航路誘致の実現に向けた取組を進めておりますので、航路開設が決定した時点で、荷役機械など必要な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、直轄、補助、起債事業を合わせて、事業費総額は19億5,900万円、管理者負担分は11億4,350万円を見込んでおります。

以上で報告を終わります。

委員長

平成15年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案について。

(港湾)港湾振興室小林主幹

平成15年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求管理者案についてご説明申し上げます。

このことについて、去る5月24日付けで事前協議がございましたので、その概要についてご説明申し上げます。

資料3の1、3の2をごらんください。

資料3の1は、平成15年度港湾関係事業予算要求管理者案で、平成14年度と対比する表となっております。

また、資料3の2については、事業位置図となっており、赤く着色している部分が平成15年度要求箇所でございます。

資料3の1の施設名の頭に表示している数字と資料3の2の図に表示の数字が符合してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、国直轄事業についてご説明申し上げます。

資料3の2の図の右手、防砂堤（東）の部分ですが、港口から港内へ漂砂が流入するのを防止するため、引き続き、防砂堤（東）の胸壁工、消波工を行うものであります。また、図の中心部、航路（マイナス14メートル）、泊地（マイナス14メートル）、航路（マイナス15メートル）の部分ですが、平成12年度に着手している西地区マイナス14メートル岸壁の整備と一体として行う必要のある航路、泊地のしゅんせつ工を行うものであります。また、図の中心部、岸壁（マイナス14メートル）と の港湾施設用地の部分ですが、船舶の大型化に対応する西地区マイナス14メートル岸壁整備のため、引き続き岸壁の本体工、上部工、基礎工と岸壁背後の港湾施設用地整備のための本体工、被覆工、上部工、埋立てを行うものです。

以上、国直轄事業につきましては、総額57億 5,000万円となっております。

続きまして、補助事業についてご説明申し上げます。

図の右手、航路（マイナス3メートル）の部分ですが、漁船などの航行の安全確保のため、引き続き本港地区の航路（マイナス3メートル）の航路護岸工を行うものでございます。

また、図の右手、港湾施設用地の部分ですが、東地区の港湾活動、漁業活動を維持するため、港湾施設用地の基礎工、被覆工、上部工を行うものでございます。

また、図の右手、道路（E-1）の部分ですが、東地区で発生するデフレクション関連交通の円滑化のため、同地区と背後幹線道路を連絡する臨港道路の土工、路盤工、排水工を行うものでございます。また、図の中心より左手、道路（A-2）の部分ですが、引き続き、中央地区から西地区にかけての臨港道路、西樽川ふ頭線の土工、路盤工、排水工、付属施設工を行うものであります。また、図の左手、廃棄物埋立護岸の部分ですが、西地区に航路、泊地のしゅんせつ土砂を受け入れるため、引き続き、廃棄物埋立護岸の基礎工を行うものでございます。

以上、補助事業につきましては、総額7億 8,800万円となっております。

最後に、起債事業についてご説明申し上げます。

図の中心部、ふ頭用地の部分ですが、さきほどご説明いたしました国直轄事業の、の部分とも関連いたしますが、西地区マイナス14メートル岸壁の背後地に、ふ頭用地整備のため、引き続き、護岸の上部工、本体工、被覆工、給水工、埋立てを行うものでございます。また、図の中心部、の荷役機械の部分ですが、西地区マイナス14メートル岸壁における大宗貨物であるチップの搬送と積分けを行う荷役機械を整備するため、調査設計を行うものでございます。また、図の中心部、工業用地の部分ですが、引き続き、管理用道路の路盤工を行うものでございます。

以上、起債事業につきましては、総額5億 9,900万円となっております。

ただいま平成15年度石狩湾新港港湾関連事業予算要求管理者案の概要をご説明申し上げましたが、この総額は、国直轄、補助、起債事業を合わせまして71億 3,700万円となり、管理者負担分は23億 5,760万円となっております。

なお、この管理者案につきましては、今後、小樽港湾振興会、小樽商工会議所のご意見を踏まえながら、市としての考え方をまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

委員長

次に、今定例会に付託されました案件についてご説明願います。

議案第17号新たに生じた土地の確認について、議案第19号町の区域の変更について。

（港湾）港政課長

それでは、議案第17号新たに生じた土地の確認について及び議案第19号町の区域の変更についてにつきまして、一括ご説明を申し上げます。

資料4をごらんいただきたいと存じます。

これらの議案は、いずれも北浜岸壁の改良に伴う公有水面の埋立てによって生じた新たな土地に関するものであります。

北浜岸壁は、昭和40年度から41年度にかけて建設されましたが、老朽化に加えて、エプロン幅も7.5メートルと狭いことから、前面の水面を埋立てることによって15メートルのエプロン幅を確保することとし、平成10年8月に改良工事に着手したものであります。着手からおよそ3年半を経て、本年4月26日に竣工認可がおりましたので、これによって新たに生じた色内3丁目99番、104番及び105番に隣接する公有水面埋立地1,142.33平方メートル、資料4の図面でいきますと、中央から右手の多少太目に赤く塗った箇所になりますが、それと、手宮1丁目123番に隣接する公有水面埋立地191.31平方メートル、同じく、図面でいきますと左手の多少細く塗った箇所になります。これらにつきまして、地方自治法の規定に基づき、土地の確認をしようとするのが議案第17号であります。

また、同じく、町の区域の変更をしようとするのが議案第19号であります。

以上であります。

委員長

議案第18号新たに生じた土地の確認について、議案第20号町の区域の変更について。

(経済)水産課長

議案第18号新たに生じた土地の確認についてと、議案第20号町の区域の変更につきましては、関連がありますので、また、昭和58年、昭和63年埋立免許にかかわる経過を含め、一括ご説明を申し上げます。

お手元の資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

上段が埋立年数に伴う区域の関連で、各横表がそれぞれに対応する手続の流れとなっております。また、事業主体は、出願者である北海道でございます。

塩谷漁港の整備に伴い、免許権者である北海道知事から、公有水面埋立免許の出願に係る意見を求められ、昭和58年3月11日、議会議決をいただき、異議のない旨、答申をし、昭和58年3月24日付けで免許を受け、整備に取りかかったところであります。

免許に伴う区域は、図面の左手、図の赤い表示の部分で、埋立面積は7,215.92平米、工事の竣工期間は、着手した日から5年以内となっております。

その後、整備を進めていく中で、漁船利用の効率的運用が図りにくいことから、泊地面積を拡大し、埋立地を縮小すると整備計画の変更により、埋立区域の縮小、設計概要の変更、竣工期間の伸長について、昭和63年4月14日、出願事項の変更許可申請を行い、同年5月1日付けで変更許可を受けております。

変更許可の内容については、図の赤表示の部分の縮小で、埋立区域は7,215.92平米から3,482.22平米に縮小、竣工期間を工事着手の日から5年以内を11年以内に伸長するなどの内容となっております。

また、整備計画の変更に伴い、新たに必要となる部分、図のグリーンの部分でございますが、公有水面の埋立免許出願を昭和63年1月12日に行い、同年7月2日付けで議会議決をいただき、答申し、7月11日付けで、新たに1,920.47平米の埋立認可を受け、塩谷漁港の整備を進め、図の赤とグリーンに示されている部分について、平成5年11月5日に埋立工事を終えたところでございます。

しかしながら、免許出願者である北海道の事情により、竣工申請に必要な埋立地の現況測量がなされず、平成13年度に測量実施に伴う面積が確定したことから、平成14年3月29日に竣工認可申請を行い、本年4月25日に竣工認可となったものであります。

今般、平成14年4月25日付けで、北海道建設部長より市長に対し、竣工認可の通知がありましたので、新たに生

じた土地、塩谷1丁目125番16ほか7地先3,483.36平米と、塩谷1丁目287番3ほか2筆地先の1,937.74平米の確認をとるとともに、この土地を塩谷1丁目に編入する町の区域の変更を行うところでありますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

西脇委員

フィッシュミール訴訟について

今報告があったフィッシュミール訴訟に関連して質問します。

9月9日の第1回の公判で証人調べが行われるということなのですが、そこで、双方がどういう証人を呼ぶかということは、まだ、次回に決まるということなのか、それとも、ある程度わかっているのなら、ご報告をお願いします。

(経済)産業振興課長

第11回目に行われます6月24日開催の口頭弁論の中で証人調べの対象者が決定することになっておりまして、その場で決まることになっております。よろしく申し上げます。

西脇委員

9月9日に12回、それ以降のスケジュール等も含めて、大体いつごろまでに結審の方向なのか。これはあくまでも推測というか、双方の弁護士の進め方もあるだろうけれども、市としてはどういう判断をしているのか、伺います。

(経済)産業振興課長

第11回が6月24日に行われまして、そこで証人調べの対象者が決定いたしますが、その後の予定としましては、9月9日から、今まで口頭弁論の中ではそれぞれ書面の取り交わしが行われておりました。今後は、証人調べが決定次第、9月9日からそれぞれの証人の方が出まして行われることとなります。

なお、その後ですが、10月21日まで、予定として日程が決まっております。

西脇委員

10月21日ですか。

(経済)産業振興課長

21日です。そこまでは。

西脇委員

13回目ですね。

(経済)産業振興課長

第13回目までの口頭弁論につきましては、日程は予定として決まっております。よろしく申し上げます。

西脇委員

市は訴えた側ですから、当然、勝訴ということを考えているのでしょうかけれども、率直なところ、今までのやりとりというか、書面でのやりとりの中でどういう感想を持っているか。

(経済)産業振興課長

1回目から今まで行われてきた中では、準備書面のそれぞれの取り交わしを行わせていただいております、そ

の中で、やはり双方の言い分があります。その中での議論ということで、まだ書面でやりとりをしている段階でして、今後、それについて証人が呼ばれまして、証人調べが行われます。よろしくお願ひしたいと思います。

西脇委員

今、それ以上のことを聞いても答えられないと思います。

港湾区域の防犯対策について

質問を変えますが、昨年の4定で1,000万円で港湾区域内での防犯対策が行われておりますが、その後の効果等について伺いたいと思います。

(港湾) 港政課長

ゲートを設置する前につきましては、ご存じのように、夜、勝納ふ頭などのふ頭から中古車が持ち出されるという事犯が発生してございましたけれども、現在、税関並びに警察からお聞きしておりますところでは、夜間にそういう事例は起きていないというふうにお聞きしております。

西脇委員

車等の密輸だとか、そういうものは一定程度の歯止めがかかったというふうに見えるかなとは思いますが、その他の犯罪防止で、この対策がとられて以降、車だけではなく、他の事例も含めて犯罪に類することがあったのかどうか、お伺いします。

(港湾) 港政課長

この5月に新聞でも報道されましたけれども、拳銃の密輸が1件、摘発されております。ロシア船の船員が持ち込んだということです。残念ながら、ハード面でゲートをすることによりまして、夜間の中古車の密輸というのはある程度効果が上がっておりますけれども、そういう人を介しての密輸などにつきましては、これだけの対策ではまだ不十分なところはあるのかなというふうに思っております。

西脇委員

質問がちょっと戻りますけれども、フェンスといっても、せいぜい1メートル足らずのフェンスなのですね。あれは、車を持ち上げるのにクレーン車などを使えば、越境というか、簡単にできるという状況ですね。かえって、そのことが警備を緩めたり、あるいは、犯罪が露見する部分を逆に少なくしてしまうという危険性はないのかなと。私は、もう少し大がかりなものができるのかなと思ったら、子供でもちょっと飛び越えられるような程度のものですから、その辺の心配、危ぐがないのかなと。

(港湾) 港政課長

そのとおり、と申しますのは、高さの面で金額的な制約もありまして、ああいう施設になりましたけれども、私どもも、供用を開始する前にはその点を一番心配しておりました。それで、供用を開始してしばらくの間、私を含めまして、職員が夜間のパトロールをするなり、それから、今も随時パトロールするなりしております。それから、港湾関係者からの情報をいただくですとか、税関等からの情報をいただくように努めておりますけれども、その中では今のような事例は見かけないということでございます。また、ロシア船の方に対しても、ゲートを設置した趣旨などの広報というか、通知をしておりますので、その辺の効果は若干あるのかなというふうに思っております。

西脇委員

港湾事業予算要求案について

それでは、今報告がありました来年度の港湾事業予算要求案についてです。

これによりますと、小樽港でさきほど報告があったタイヤクレーンを作製すると。コンテナについては官民一体で誘致に力を注ぎますという報告なのですが、ある程度見通しがあってやっていると思うのですけれども、どうなのでしょう。

港湾部長

コンテナの定期航路に関してですけれども、市長が船社を訪問してから約2年半たちます。その間、私どもは、船社、それと代理店になるだろうというところも含めて、小樽港での集荷予想、これは、北海道、道央あるいは苫小牧近辺も含めて、それから、実は中国との定期コンテナ航路を目指してしまっていて、中国諸港における日本向けの貨物等々、こういった部分で、鋭意調整なり、詰めてまいりました。

それで、見通しなのですけれども、2年半がたちまして、今年に入りまして、はっきりしたことは申し上げられませんが、以前にも増して、船社あるいは代理店等々と緊密な連携をとりながら進めているということです。私ども港湾部としては、本当にできるだけ早く、できれば、15年度の概算要求案をお示ししましたけれども、来年末、年度内にも何とか開設できればと、こういう思いで今進めております。

西脇委員

そういう思いでやっているのです、結論を聞きたいわけです。結論というか、見通しがあるのかどうか。ある程度はあるのか。

港湾部長

見通しにつきましては、極めてというか、あるということで答弁させていただきたいと思います。

西脇委員

いずれにしても、これは、そういう状況になったらこの予算を使わせてもらいますということなのですね。このところは頑張ってください。

そして、新港の予算要求案に移りますが、総事業費が89億から71億と、約20%と減っているのですが、管理者負担は、前年度対比というか、予算要求が約11%減ということなのです。全体の減りぐらからすると、管理者負担分の減りぐらあいが少ないということで、これについてはどういう理由なのか、まず伺います。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

総事業費につきましては20%減ということで、管理者負担金につきましても、国直轄事業、補助事業につきましては、国と横並びの約20%の減少となっておりますが、管理者の単独負担となります起債事業につきましては、西地区のふ頭用地の造成工事分の増加などによりまして、全体で約59%ぐらい増加してございます。これを全体でまぜ合わせますと、結果として約11%ぐらいの減少にしかないという結果になってございます。

西脇委員

59%、管理者の借金分が増えるということでありまして。心配なのは、将来、これが母体負担にどう影響するのかということなのです。どういう見通ししているのですか。

(港湾) 港湾振興室長

ただいまのお話でございますけれども、これまでも母体負担のお話は随分と議論されてまいりました。そういった中で、ただ、今回のこのことをとらえますと、例えば、今回の荷役機械の導入の関係で言いますと、これだけをとらえますと、確かに、その部分では負担の影響があるということが言えると思います。

ただ、全体で、我々としても、事業の平準化ということを盛んに申し入れておりまして、この辺について、全体の管理経費の部分を見比べながらいかないと、なかなかこの点だけ注目して物を言えないと、こういうふうに思っております。

西脇委員

管理者負担分が増えるのは、荷役機械などが6,800万円と、調査費、設計費がついていますが、これは、西地区に、どんな荷役機械なのか。また、今、真ん中のふ頭につけているガントリーと同じようなものを考えているのか、この点はどうかのですか。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

西地区の荷役機械につきましては、西地区のふ頭用地につきましては、港湾計画におきましても石炭並びにチッ

プなどを取扱うというふうに想定してございますけれども、今回の荷役機械につきましては、チップを搬送するベルトコンベヤのようなものについて想定してございます。

西脇委員

この設計費となっていますから、本体がどのぐらいになるかというのはどうなのですか。

(港湾)港湾振興室長

ただいまのお話でございますけれども、まだ100%は、具体的な荷役方式はこれから詰める要素がまだまだあると、こういう前提の下でお話しさせていただきます。

とりあえず、今回の実施設計は、さきほどの報告にございましたけれども、貨物の大宗を占めるチップについて、16年度末の供用開始を目指しているところでありますので、それに伴って、取扱貨物として想定されるチップ、これのベルトコンベヤと、今お話し申し上げたとおりです。

機械本体につきましては、数字的には15億から20億というようにお話がありますが、これは説明を受けたばかりですので、もう少し詳しく聞かなければ、内容的にはまだまだわかりません。

西脇委員

当然、その本体を管理組合が入れて、管理運営については委託するという形にはなるのかなと思うのですが、15億となれば、またかなりの母体負担になるという心配があります。

西地区の航路(マイナス14メートル)、それから、その先端の方の航路はマイナス15メートルという予算ですね。岸壁が14メートル、泊地も14メートルですけれども、なぜ15メートル航路にするのか、お尋ねします。

(港湾)港湾振興室小林主幹

私どもも詳しいわけではございませんけれども、お聞きしますと、港口につきましては、外海と接している部分でございまして、港内に比べ、波、風、うねり等の影響を非常に受けるということで、船体の沈下なども考えて、安全性を確保する意味で15メートルに計画したというふうに聞いております。

西脇委員

小樽の航路は、マイナス13メートルですね。新港には特別な安全対策ということは、逆に言うと、私が何回も言っているように、自然条件に逆らって、波浪が高いというようなこともあって、そういう処置をとらなければならないということはわからないではないですけれども、本当にひどい金食い港だということは言えると思うのです。

それで、この問題の最後になりますけれども、マイナス14メートル大水深バース化のために、その事業費が337億円と、このうち管理者負担分が55億円ということですから、本当に計画どおりに投資効果が生まれるのかということについて改めてお伺いします。

(港湾)港湾振興室長

投資効果の問題でございますけれども、これもたびたび議論されているところです。やはり、新港と小樽港のすみ分けという問題がご質問の根底にあるかと思いますが、やはり、新港は新港なりの背後圏の活用、そして、小樽からも立地企業が相当数出ていく、こういった経済効果は相当数ある、こういうような認識で従来どおりやっているということは、わかりございません。

西脇委員

皆さん、ご存じのとおりだけれども、こうした公共事業の投資が日本の国の財政を危機的な状況にしたと、そのしわ寄せが国民に対する医療制度や年金制度、社会保障制度の切下げにつながっているということは、これはもう自明のことです。

したがって、マイナス14メートル化については、現時点では不要不急の、急がなくてもいい公共事業ではないかというのが私たちの判断ですから、15年度予算要求案については、小樽市としては同意すべきではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

(港湾)港湾振興室長

今のお話でございますけれども、私どもも、必要な整備については既に同意してきているわけですが、今後に向けては、やはり、事業の緊急性、こういったものを見極めていかなければならないだろうと。そして、事業の平準化、これも強く申し入れていかなければならない。ですから、必要な事業は当然行うべきですけれども、母体負担にはね返るような形、これについては、今後とも、各母体間の協議で更にお話ししていくべき問題だと、こう思っております。

西脇委員

小樽国際ホテルについて

質問を変えます。

小樽国際ホテルに関連して伺います。

まさに、小樽の玄関口にある国際ホテルの閉鎖というのは、いろいろな意味で小樽観光にとっても小樽経済にとってもマイナスイメージが強過ぎるということですが、今後の見通しはどうか、この点についてまず伺います。

経済部次長

国際ホテルについてでございますが、ただいま西脇委員がおっしゃられましたとおり、私どもも、小樽駅前にあるホテルということで、まさに小樽のまちのイメージダウン、観光面も含めましていろいろな大きな影響があるということは実感をいたしております。

ご承知のように、5月9日に最終的に送電が中止になりまして、5月27日に送水も停止になったということでございます。今現在は、駅前ビルと国際ホテルとの間でいろいろなお話がされているわけですが、基本的に、駅前ビルとしましては、4月30日付けをもちまして、お約束をされておりました金の納入がなされない限り再開には応じられないという状況でございます。

私どもとしまして、今後の見通しでございますが、既に27日に送水停止しましてからかなりの時間がたっているという中で、我々といたしましては、4月30日付けの約束が履行されまして再開されることを望んでおりますが、今の現状といたしましては、先行きにつきまして楽観的な見方をするのはなかなか難しいのかなと、このように考えております。

西脇委員

見通しが難しいということで終わってしまう内容のものであればいいのですけれども、余にも影響が大き過ぎる。天望閣のこともありますけれども、天望閣が閉鎖したのとはまた別な意味合いがあると思うのですね。

これについては、小樽市も深くかかわってきているわけです。ずっと直貸しもやってきましたし、それから、理事、役員も取締役として送り込んできたという経緯がありますから、市としても全く無関係というわけにはいかないと思います。

それで、今後、市としてはどうしようとするのか、そしてまた、現在、小樽市が保有している公共プラザ、プールなどについて、今後の運営については支障がないのかどうかも含めて、どうするのかを伺います。

経済部次長

ただいまのご質問は2点ございました。

国際ホテルの成立につきまして、小樽市が深くかかわりを持っていたということで、市としてどうするのかという点でございますが、この点につきましては、確かに、このホテルは、駅前再開発の事業の一つの核テナントとして入ったということもございまして、当初、小樽市としまして、このホテルの経営につきましていろいろな面でかなり支援してきたという経過がございます。さきほどご指摘がございましたように、貸付け等も行ってまいりましたし、役員として市の職員が入っていたということもございます。

ただ、今はそれから十数年たちまして、現状といたしまして、小樽市が全く関係がないというスタンスではござ

いせんけれども、今の現状は、ある面では、駅前ビルと国際ホテルという関係になってございまして、小樽市としましても、今回のこういった送水停止による閉鎖という部分に至るまでの間に、市としてできる限りの努力もしてまいりましたし、端的に申し上げますと、5月1日に一たん送電停止になったときに、ゴールデンウィーク期間中だということで、宿泊客の皆さんに対する影響も非常に大きい、パンケットに対する影響が大きいということがございまして、1週間ほど延ばしていただいたという経緯もございまして、市としてとるべきことにつきましては、現在までもある程度やってきたつもりであります。

ただ、これ以降ということになりますと、基本的には、小樽駅前ビルと国際ホテルとの間での解決がまず第一とされておりまして、今のところ、市としましては、この部分につきましてある程度なり行きを見守らざるを得ない、こういう部分が1点でございます。この部分については、そういった市の立場ということをご了解をいただきたいと思っております。

それと、もう1点目の今後の公共プラザとテナントへの影響でございます。私どもは、基本的に思っておりますのは、今回、やはりテナントさんへの影響というものにつきましては、今回、こういった送水停止、それから送電停止をするに当たりましては、サンビル商店会というテナントさんのお集まりの中でもこういったことが諮られまして、ご決定されているということもございまして、テナントの方もそういった事情についてはある程度ご理解をされているのだろうと思っております。

ただ、市といたしましては、こういった国際ホテルの休業という形が長引くことによりまして、各テナントへの影響、それから市営温水プールという市の公共的な部分も持っているということもありまして、市として、こういったテナントさんへの支援策につきましては、今後とも、アドバイザーの派遣等も含めまして、いろいろ支援をしてまいりたいというふうに考えまして、少しでもそういった影響が少なくなるように配慮してまいりたいと思っております。以上でございます。

西脇委員

関連して、天望閣についても、小樽観光という点で大事なポイントになっていきますので、あとはどうなるのか。あのまま、2番目の廃屋、廃墟とするのか、そうになってしまうのか、その点についてどう検討していますか。

経済部次長

ただいまの件は、観光面の方からご質問がございましたので、私の方からお答えさせていただきます。

長年にわたりまして、水族館とともに、天望閣は祝津地区の観光のシンボリックな存在ということで、非常に大きなウエートを占めてまいりましたし、その間、そういった意味からの眺望のよさということもございまして、市民の方、観光客の方からも親しまれてまいりました。また、多くの修学旅行生の方を引き受けてこられたということで、残念ながら、3月4日に破産申請をいたしまして、6日に破産宣告を受けたという大変残念な結果になったというふうに私どもは考えてございます。

それで、今現在の動きでございますが、私が承知しているところでは、6月上旬に債権者集会が開かれまして、現在は、破産管財人の方で、任意売却という形で、整理に向けての動きがされているということで承っております。私どもとしましては、今、管財人さんがお考えになっているような方向でうまく進んで、何とかあの地でまた改めて営業が再開されることを望んでいる、こういうことを期待しているというのが現在の状況でございます。

西脇委員

湯鹿里荘の跡地利用について

同じようなものですが、湯鹿里荘と跡地の処分見通しが、遅々として進んでいないようなのです。あそこは、旧朝里川温泉センターとの連動もありますので、前田工業が持っている土地と合わせてどうなるのか、どうするのか、お伺いします。

(経済)観光振興室観光事業課長

湯鹿里荘の処分の件でございますが、昨年から進めておりますのは、処分に当たりまして、今現在、湯鹿里荘の地域は、第一種住居地域ということで、床面積 3,000平米以内の建物しか建てられないということになってございます。この点で、処分に当たっては、相手先から 3,000平米以上の宿泊施設、旅館等の建設計画等が提出される場合を想定いたしまして、第一種住居地域の用途地域の見直しということを今現在進めているところです。見直しといたしましても、地元の方の了解をいただくというのが前段の作業としてございますので、昨年からは、温泉組合さんとの話し合いの中では一定の理解をいただいております。今現在は、朝里川町会の方々との話し合いを持ちまして、町会の中でこの用途地域の見直しについてご理解をいただくということで打合わせ等を行っているところでございます。

西脇委員

温泉組合の了解はいただいたと、理解はいただいたと。あとは、温泉町会の同意を得られれば、公募などによって処分することが可能になるということだと思っております。

町会は、何で遅れているのかわかりませんが、町会まかせというのかな。小樽市の事情、そして、あそこの全体の開発のことを考えた場合に、やはり、町会で何があい路になって進まないのかということも含めて、やはり、市が主導性を発揮するということが必要になると思うのですけれども、今後どうするのでしょうか。

(経済) 観光振興室長

ただいまの西脇委員のお話は、そのとおりだと思いますし、私どももそういう作業を進めております。

というのは、昨年9月に町会の幹部の皆さんとお話をし、朝里川温泉地区の振興という立場から、あそこの湯鹿里荘、それから前田の土地も考えていかなければならない。そういった中で、朝里川温泉センターが廃止された経過、それから、朝里川温泉地区の振興という観点から、私ども小樽市としては、日帰り温泉施設を備えた宿泊施設という基本的な考え方でこの土地利用を考えているということを提示した中で、現在、そういった中で何回か会長さんとも話し合いを持ってきた中で、現在、町会としては、朝里川温泉振興ということでは理解できると。それともう一つ、自分たちは、朝里川温泉地区の環境整備という問題で市の方に提案したいこともあるので、その集約を今行っていると。私どもは、この前も会長さんとお会いしたのですが、その辺の集約したものを市の方に提示してください、それについて、できるものとできないものを整理して、市として提案されたものについて回答しますと、そういった作業の中で、町会として合意していただけるというふうに、私どもは今そういった考え方で作業を進めております。

ここについては、町会の同意というのが一つの大事なことになるものですから、これを拙速に、市がせっかく進めてきた話し合いをないがしろにして、処分作業を進めていくということはちょっとできませんので、その辺を考慮しながら今対応しているところでございます。

西脇委員

融資制度について

それでは、融資制度についてお尋ねします。

今年度に入って新しい融資制度を創設されまして、今年度いっぱいの時限立法でやっている経営安定短期特別資金と経営支援特別資金の利用状況について、まずお伺いします。

(経済) 産業振興課長

経営安定短期特別資金と経営支援特別資金の利用状況でございますが、平成14年4月から5月末現在までということでお話ししたいと思います。経営安定短期特別資金につきましては、1件 500万円の融資、経営支援特別資金につきましては、17件 7,950万円となっております。

西脇委員

まだ2か月余りですから、これからどうなるかということとはわからないと思いますが、いずれにしても、安定短

期資金の方は、旧信組の組合員に対する救済措置的な融資制度なのですけれども、その後、問題はないのかどうか。いろいろと苦情その他、信金に譲渡されたわけなのですけれども、そういった問題は出ていないのかどうか。

(経済)産業振興課長

私は4月1日から担当させていただいておりますが、その点はお聞きしておりませんが、経営支援特別資金に限りましては、既に4月、5月だけで58件の申込書の配布をさせていただいておりますが、その間に申込まれていない方もおられますけれども、この4月、5月とご相談にも来ていただいておりますし、ご活用いただいております。よろしく申し上げます。

西脇委員

この資金は、当初予算では2,950万円の予算編成と。私の手元の資料では、1件500万円の利用というふうになっておりますけれども、この点について、ない方がいいというふうに見る見方もあるのではないかと思います。苦情等がないのかどうか。

それから、支援特別資金の方は、当初予算で1億円の予算を組んでいまして、そのうち、現在は7,950万円ということですから、これはかなり資金不足になる可能性もあるのではないかとということなのですが、見通しはどうですか。

(経済)産業振興課長

今の経営安定短期特別資金と経営支援特別資金ですが、今の現状を見ますと、経営支援特別資金につきましては、17件で7,950万円と。議員がおっしゃったように、おおむね1億円ということを考えますと、資金不足といったようなことから中止と、注意深く私も見ておりまして、今後、この動向がどういうふうになるかも見極めながら決めさせていただければ、またご相談させていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

西脇委員

小樽市勤労者貸付制度について

それでは、最後の質問にしますけれども、小樽市勤労者貸付金制度について伺います。

今年はまだ始まったばかりですけれども、12年度、13年度の利用状況についてまず伺います。

(経済)商業労政課長

勤労者貸付金制度の利用状況でございますけれども、平成12年につきましては、合計35件で、利用金額が5,473万円。それから、平成13年度につきましては、利用件数が16件、1,593万円というふうになっております。

西脇委員

制度が知られていないということもあるのですけれども、知っている方は知っている、当然ですが、私がかかわった事例では、いずれも労金側の貸付条件に合わないということで却下というふうになっている事例が多くあります。一つは、年収が120万円しかない、労金の基準は150万円以上でなければならないということで、それだけで却下と。もう一つは、150万円以上の収入があるけれども、資金の適合項目が、住宅、教育以外のその他の方にかかわることで、そのことでだめということではねられたと。

それで、皆さんは何と言っているかということ、せっかく小樽市が資金を預託してやって、労働金庫という労働者の味方だと思っているのに、本当に利用したいときに何の役にも立たないと。教育とか住宅の関係ではかなり利用がありますけれども、本当に一時的にお金に困って手当てしたいと思ったときに利用できないということなのです。

問題の一つは、労金に聞かなければ条件に合うのか、合わないのかということがわからないというのが問題です。市の条件というのは、1年以上働いているとか働いていないとか、ここにありますが、そういう条件はわかります。けれども、もう一つの労働金庫側の条件というのが明らかにされていないものですから、二の足、三の足を踏んではねられるという状況なのです。まず、この1点の改善が必要ではないか。

それから、貸付金額は年収の1年分を貸すということなのですね。150万円の人は150万円まで借りられるわけ

ですけれども、私は、150万円、長時間のアルバイトをやっている人でも、案外、年間をトータルすると難しいということがあります。

それで、これはやはり、労金側にぜひ要請をしてもらいたい、改善をしてもらいたいと思うのは、きちんと働いて、就職していますよ、働いていますよという証明があった場合には、収入証明があるわけですから、こういう場合には収入の総額で規制するというやり方は、まず規制をしていただく、枠を払ってもらおうということにならないのかということなのです。150万円なければだめというのは、かなりきついわけですよ。

そういうことで、労金側と改善策について話し合っていたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

(経済) 商業労政課長

勤労者貸付けについてでありますけれども、委員が言われましたように、その他の資金等については、平成12年度3件、平成13年度4件ということで、そういった意味では、おっしゃるとおり、利用が少ない状況です。

その一つの理由になるのかどうかわかりませんが、委員がおっしゃったように、労働金庫の中では、年収が150万円以上の方に対して貸付けをするという内部的な基準があるようでございます。私どもの方でPRしているパンフレットの中には、そういったものは全く明記されていないわけです。そして、労働金庫に来て初めて、そういうことで150万円以上ですよと言われて帰ってくるケースがあるということは、私どももちょっとお聞きしておりました。

そこで、この150万円以上の条件について、それであれば、最初からPR用の冊子などに掲載してはどうかという意見もありましたので、この辺も、また労働金庫の方によくお聞きしまして、特段、差しさわりのないように聞いておりますので、その辺くらいは明記できるように聞いたことが以前にありますので、この辺は労働金庫と相談させてもらいまして、PR方については対処したいというふうに思っております。

それから、もう一つのいわゆる年収の1年分を限度としてお貸しするということで、例えば、150万円以下の方でも貸してもらえるように条件の緩和をしてもらえないかということになるかと思っておりますけれども、その辺についても、今のところ、労金さんとしては、年収150万円の条件を崩すことはできないということは言っております。

けれども、さきほどのPRの件とあわせて、またそういったご意見があったということで、再度、お聞きしていきたいというふうに思っております。

西脇委員

もう1点ありますね、クリアしなければいけないというのがね。収入が何ぼあろうと車のローンがあったら一切だめだと、そういうことも条件なのです。したがって、これは、その人その人によってケース・バイ・ケースで、車のローンを払っていても、まだある程度は支払い能力があるという方もいるはずですよ。だから、これは、労働者の金庫というふうに言っているのですから、その辺はもっと、しかも、市が預託しているということもあるので、これは、市がもう少し主導性を発揮して、従来は未組織労働者貸付資金と言っているぐらいのもので、組合のあるなしにかかわらず利用できるというものに力を入れていただきたいと思っております。

部長、答弁をお願いします。

経済部長

今のお話は、そのとおりだと思います。勤労者の生活の部分をバックアップしていくということで小樽市が預託しているわけですから、そういう意味では、借りやすい仕組みにするのは、我々として努めていかなければならないことだと思います。

今ご指摘がありました150万円の限度の部分ですとか、それ以外は貸さないとか、車のローンがあったら貸さないとか、その辺については、金庫側の一つの条件なのでしょうけれども、言っている趣旨はわかりますので、支払い能力の範囲内で、こういうものは本当に活用できるのか、できないのかというあたりも。

西脇委員

余り金がある人はそう言わないですよ。

経済部長

その辺について、労金と、一度、話合いの場を持ってみたいというふうに思います。

西脇委員

終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたしまして、自民党に移します。

大竹委員

港湾問題について

私の方からは、港湾と農業委員会、融資制度について伺いたいと思います。

まず、今回、港湾関係事業予算案が示されたのですが、直轄のところは金額がそれぞれ工務課と室に分かれるのですが、これは何かの理由でそれぞれができなかったのですか。

港湾部次長

金額の明示の仕方については、石狩湾新港の予算と合わせまして、直轄事業につきましてはこういうくくりをさせていただきます。

大竹委員

ですから、これは何か差しさわるのですか。それぞれのものが出せないということなのでしょうか。

例えば、北防の場合は、14年は調査設計でしょう。あとは、縦貫線道路になってくると、工事費が全部含まれたやつですね。それが一括でのっているから、その辺を分けた形ではのせられないのですかということですか。

港湾部次長

これは、小樽港としては分けても差し支えないのですが、あくまでも石狩湾新港さんの内訳が、新港さんの方で、直轄部分については一括でというお話がありまして、それで新港さんの方と横並びにしたということです。

大竹委員

横並びもいいけれども、わかりやすいということがあって、その方が知らせるという意味では親切でないのだろうか。

それでは、質問を変えますけれども、港湾計画についてちょっと伺いたいと思います。

平成9年7月に改訂されたものですが、その後、9次5計でしたか、これが2年延びたり何かした経緯もございまして、いろいろ変わってきているでしょうけれども、大きな改訂ということではないにしろ、何か改訂をされながら今進んでいるのだというものがありませんか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

港湾部次長

港湾計画についてのお尋ねですが、平成9年に改訂いたしました港湾計画につきましては、現在、事業を進めている中で、この計画に沿った形で事業を進めておりまして、現在のところ、港湾計画の方針、それから港湾の能力、貨物量とか船舶の関係とか、そういう基本的なもの、それから港湾施設の規模、これと港湾計画の配置計画、こういうものについては変更がございませんので、当面のところは港湾計画を変更する予定はございません。

ただ、さきほど言われました実施計画の方につきましては、現在は7か年計画でございますけれども、これにつきましては、平成14年度までということになっておりまして、平成15年度から第10次5か年もしくは7か年計画という事業が入ってきますので、その辺については、これから10次5か年ないしは7か年計画の作成に向けて国の方と今協議をしているところでございます。

大竹委員

それでは、10次計画については、いつまでにその辺を策定するという事なのですか。14年はもう終わりますの
でね。15年からの計画でありますね。その辺は、いつまで計画の策定を予定しているのですか。

港湾部次長

10次5か年もしくは7か年計画につきましては、現在も、国の方と概算要望を含めて協議をしてございまして、
秋口の本要望、これまでに固めるというようなことで国の方から聞いてございます。

大竹委員

秋口の本要望までに10次の計画が発表できるということとっておきます。

次に、日本農産工業の撤退ということで、小樽の穀物の拠点、えさの方の拠点、それがシフトするということ
です。これについての時期的なものは、新聞報道あたりではある程度出ているのですけれども、そのはっきりした時
期的なもの、建物の取壊しも含めて、跡地利用も含めて、どのような状況と今とらえているのか、お知らせ願
いたいと思います。

港湾部長

たしか、この4月2日だったと思いますけれども、私が日本農産の飼料本部の副本部長さんと工場長さんにお会
いしまして、そのあたりのことをお聞きしましたので、私からご答弁させていただきます。

小樽工場の閉鎖につきましては、今年の12月まで、新しい工場に移行するために、むしろ、いつもより忙しく、
経過措置の中で移行するために大量に製品をつくるということで、相当フル稼働をするということでございます。
それから、年が明けまして、順次、減産体制に入りまして、15年3月末で操業停止ということになります。それか
ら、操業停止しまして、新年度に入りまして、建物の解体工事に入るわけですが、これが、一般的な工期といいま
すか、そういうことから考えますと、およそ6月くらいまでに解体しまして、土地を原形復帰した中で市の方に返
還するというふうにお聞きしております。

その後の土地利用の問題でございますけれども、これにつきまして、私ども市と、道を含めたいろいろな関係機
関がございますし、それから小樽港内での関係業界、こういった方々と十分協議した上でその後の土地利用をどう
していくのかということと今後の部分で詰めていきたい、こんなふうに思っております。

大竹委員

いずれにしましても、これは市の土地ということでありますから、この後の利用がいかにかされるかということ
はかなり大事な事だと思っておりますので、その辺は、プラスになるような形の利用を、いろいろな方面に働きかけて、
高度利用できるような形でいってほしいなと思っております。

次に、今回、来年度予算について出ておりました、くん蒸施設ですね、上屋1棟、これは来年の予定で1億1,0
00万円というようなことではございますが、これについては、どういう施設で何をどうするためにこの施設が要るのか、
また、現在、こういうくん蒸施設はどのような形に対応されているのか、利用度の見通しも含めて、その辺をちょ
っとお尋ねいたします。

港湾部次長

今、15年度予算に絡むくん蒸施設の件でございますけれども、これにつきましては、さきほどから申しておる中
国向けのコンテナ航路の開設に伴いまして、コンテナで扱う野菜などのくん蒸が必要になってきます。そういうも
のをくん蒸するための施設でございまして、40フィートコンテナを1本当たりくん蒸できる施設ということ
です。大きさににつきましては、長さで約15メートル、幅で4メートル、高さが4メートル、そのような大きさの構造にな
っております。

現状のくん蒸施設にかわる施設でございますけれども、現在、中央21号くん蒸上屋がございまして、そこで、従
来、バナナとかクリとかタマネギとかという部分のくん蒸をしてございましたが、かなり施設が古いということで、
植物検疫所の方の指定の中で、青酸くん蒸の指定が受けられない、臭化メチルのみの指定ということになってござ

いまして、野菜類が限定されたくん蒸施設という状況になってございます。

さきほども申し上げましたとおり、コンテナ関連のくん蒸に当たっては、当然、青酸くん蒸というものも出てくるわけでございまして、それらをカバーするために、今回、こういうくん蒸庫の建設を考えたものです。

将来的な見込みにつきましては、これから、航路が開設されて、コンテナで扱うくん蒸の必要な貨物というものの見込みがまだ出てございませんので、数量的なものについては言えない状況にございます。

大竹委員

これから先のことであるということなのですが、施設がない限り、整備ができていなかったら、なかなか航路開設、あるいはそういう品物を入れるということも大変だろうと思えますけれども、その辺は、あわせて両輪の中で進めていかなければならない問題だと思います。

今回、それともう一つ、さきほど西脇委員からの質問にもちょっとありましたクレーンの設置、その辺も含めて、港町ふ頭、これは全体利用としてどういうふうにしていこうとするのか、目標的なもの、全体のバランス的なものも当然含めて、扱い量も含めて、種類も含めて、ちょっと欲張っていますが、そんなことで全体利用について、目標も含めてちょっと伺いたいと思います。

港湾部次長

ただいま港町ふ頭の利用についてということでございますけれども、港町ふ頭は、本来、12メートル岸壁、14メートル、現在は暫定で13メートルということですが、港町ふ頭の利用につきましては、石炭だとか北洋製材ということで、当初の港湾計画では大型船を計画してございました。けれども、それらの入荷の見込みがございませんので、今現在は、暫定利用ということで、木材、ロシアからの北洋材の土場ということで、先端部分については利用しております。

今後、コンテナ航路につきまして、12メートル岸壁の背後の方をコンテナヤードとして計画してございまして、コンテナ航路が来た場合には、先端部が木材、12メートル岸壁の方についてはコンテナ航路というようなことで現況は考えてございます。

大竹委員

そうすると、木材の船というのは、時によってはチップもあり得るということになるのですか。

港湾部次長

今、チップのお話がございましたけれども、現状は原木ということで入ってきてございますけれども、そういう要望等があれば、チップでの利用ということも可能かと思えます。

大竹委員

ほかのことについて港湾にお聞きいたしますけれども、港湾地域の用途変更ということで、用途が決められていますね。そういう中で、今まで区域が定められてから変更されたということがあったと思うのですけれども、これを見直しされた事情と実績はどういうことであったのかということをお教えいただきたいと思えます。

(港湾) 港政課長

分区条例のことをおっしゃっていると思うのですが、たしか、過去には私が来てから一度見直しがありました。その前に一度あったように記憶しております。具体的には、今は資料を持っておりませんが、高島地区とか手宮地区とか、一部、都市化といいますか、状況が変わったということをお踏まえて、臨港地区の見直しという観点で分区条例もエリアも見直したという経過がございます。

大竹委員

そうしますと、現状に即した形の中で、経済的な面とか状況的な面を勘案した中で見直しということは可能なのだと。あくまでも、プラスになっていくと、市全体の中でプラスになっていくということが大前提になると思えますけれども、そのようにとらえておいて、簡単にはならないでしょうけれども、条件的にはいろいろな問題がある

にしても、そのようなことで見直しをするということもあり得るといふうにとらえてよろしいですか。

(港湾) 港政課長

私どもは市の条例で定め、区域を告示しておりますけれども、そういう性質のもので、委員のおっしゃるような状況の変化に応じて、その内容を議会にお諮りしながら修正するということもあり得ると思います。

大竹委員

農業委員会について

それでは、質問を変えます。

次に、経済部の方に伺いますが、農業委員会のことについて、事務局の方にちょっと聞きたいと思います。

私は農業委員をやっているのですけれども、全国の農業委員会の取組ということで新聞でいろいろ出ていることがあります。そういういろいろな事例を見ながら思うのですけれども、どうも小樽の場合は偏っているといいますが、仕事的内容的なもので、小樽自体が農業主体の経済圏ではないということもあるのでしょうか、それにしても、農業というものが近郊の中にあるわけです。都市近郊農業という一つの在り方があると思いますので、そういうことを考えた中で、今まで農業委員会としてはどういうふうな取組をしてきて活動してきたのか。それにあわせて、将来、小樽の農業、近郊型の農業を考えたときに、どういう将来の姿でこれからの農業委員会というのは持っていかなければならないのかというようなことについて、ちょっとお述べいただければと思います。

農業委員会事務局長

今、大竹委員から、全国の農業委員会の取組についてお話がございました。ご承知のとおり、農業委員会というのは、法律に基づいて実施されておまして、全国に3,000近くの農業委員会があるわけでございます。専門紙でございますけれども、農業新聞等々を見ますと、大きな農業委員会、小さな農業委員会があるわけですし、小樽の場合は、確かに弱小の農業委員会に入るわけでございます。例えば、富山市のように、毎月、農業委員会便りまで出しているところもあるし、大きいところは、極端に申しますと、法律に基づく所掌事務、例えば農地の利用関係のあっせん、それから、交換分合まで一生懸命やられている農業委員会、そのほかに農業生産や農業経営にかかわっている農業委員会もあるというのが実情でございます。

2番目に、小樽の現在までの取組というお話でございます。小樽の農業委員会は、塩谷村や朝里村、それから高島等々の合併の中で、戦後、意外と大きな農業委員会で活動したという事実があるわけです。それと、40年の後半、土地利用計画が変わりまして、今現在、塩谷を中心に農業地域になっているという実情でございます。

小樽の場合、今まで、ここ2年ぐらいのお話になるわけですが、一つは、2回に1回ぐらい、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、これは委員会のご審議になるわけですが、この辺も、これは遊休農地の縮減というのですか、これにつながるわけですし、今いる農業者の跡地の利用、これにつながるわけですが、この辺でも大きく農業委員会の委員の皆様の情報をお願いしております。そのほか、例えば、認定農業者を多く推薦する場合とか、新規就農者の情報といいますが、それから、今、私どもは、市民農園をこれから開く計画を今しておりますけれども、市民農園の適地の関係も私どもは積極的に農業委員会から情報をいただくほかに、今イベント的に開いている直売の関係も農業委員からの技術的指導をお願いしております。

ここ2年ぐらいを見ますと、このほかに、特別委員会などを設けまして、小樽市の農業委員会の在り方と定数、定員の在り方について、農業委員の皆さんに非常に長い期間を経ながら議論をしていただいた経過もあります。

最後になりますけれども、将来の農業のあるべき姿ということなのですが、いずれにしても、地域の農業に役立つ農業委員会であるべきではないかと思っております。今回の場合も、22名から17名と5名減という少数精鋭の中で、地元農業の役割を果たす議論をこれからもしていただきたいと思っております。

農業委員会というのは、あくまでも農地の規制委員会ではないわけですし、地元農業の振興につなげていくということが一番大切で、市に対する教育の場でもあるわけでございます。そういうこともありまして、来月にまた新

しいメンバーが出てくるわけでございます。この中で、今、委員がおっしゃったとおり、小樽というのは都市近郊型農業であるということは確かでございます。ただ物をつくるだけではなくて、物売る、それから株式会社等々を入れながらの個人の駆け引き等々もございまして、リスクを追いながら、資本の投下も今後必要だと私は思っておりますので、これを進める上でも私ども事務局の努力も更に必要なのですけれども、これ以降、農業委員会の中で活動の強化方針といえますか、その辺を早急に立てながら、小樽の農業の振興に結びつけてまいりたいと考えております。以上です。

大竹委員

農業専門でないにしても、独特な在り方といえますか、農業は、単に農作物をつくるだけではなくて、環境保全の問題もあるでしょうし、景観の問題も含めた中での農業ということもあり得るでしょう。そういうことも含めて、農業委員会の中では取り組む一つの作業といえますか、仕事といえますか、そういうこともあると思うのですけれども、その辺はどうですか。

農業委員会事務局長

今委員がおっしゃったとおり、農業というのは、ただ物をつくるだけではなく、環境の保全、景観形成にもつながる、今また観光と結びつくというのは、これもまた小樽の場合は大きな課題だと思っていますので、積極的に努力してまいりたいと思います。

大竹委員

制度融資について

質問を変えます。

最後に、制度融資についてお伺いしたいと思います。

さきほど、西脇委員から、新しい融資制度のことについて、内容だとか利用状況についてはお知らせいただいたものですから、私の方としましては、これらの経営支援特別資金と、安定対策資金ですか、それも含まれるのでしょうかけれども、これらに対して、小樽市としては、それを積みながら金融機関と対応していただきながら市民ニーズに合わせた融資をしていくということになると思います。その中で、金融機関の対応ということに対して、市としては今どんな感想をお持ちですか。

(経済)産業振興課長

私も、4月1日からこちらを担当させていただきまして、各金融機関を回らせていただいております。その中で、今年度につきましては、4月、5月を見ましても、電話なり、又は、本当にありがたいことですが、市役所の方に来ていただきまして、既に77件の方々から問合せ等があります。この中で、今後ともこれは非常に重要だと思っております。各金融機関にも、この融資制度についてはぜひ連携をとらせていただいで進めていくようにということをお願いしているところです。どうぞよろしく願いいたします。

大竹委員

今そこで、金融機関がどのような対応をしているかということで、77件の相談を受け、それに対応して物事をした後、いろいろなことがあると思いますが、金融機関の対応ということについて感想をお聞きしているのです。

(経済)産業振興課長

金融機関の皆さんも、今は非常に大変厳しい状況にあると思いますが、その点をご理解をいただきながら進めさせていただきます。

大竹委員

そういうふうに言われますと、満足の中で、この資金が生かされているのだ、そして、借りたいという人方は満足しているのだというようにとれますけれども、それでよろしいですか。

(経済)産業振興課長

確かに、金融機関の皆さんも、また、こちらのあっせんする側もそうなのですが、各経営状況があると思います。その中で、市としましては、ただご紹介するだけではなくて、また、お貸しする部分をご紹介するだけではなくて、今回、4月から経営相談窓口を開設しまして、月1回ではありますが、皆様のニーズに、又は経営改善についてお答えするような形で進めているところです。

金融機関の皆さんにつきましても、やはりその部分のご理解をいただいて、サポート体制といいますか、一緒になって経営相談窓口を5月にまず第1回目を行いまして、また、6月につきましては、24日も今のところで一緒に連携して行うということで進めているところであります。よろしくをお願いします。

大竹委員

今、相談窓口を月1回と申しましたね。5月にやったのですね。そのときの相談についてはどういう状況でしたか。

(経済)産業振興課長

5月に行ったときには、11社の皆様から、それぞれ個別相談で対応させていただいておりますが、行わせていただいております。その中の相談内容につきましては、企業合併とか又は経営手法、顧客の管理について、また、どのような資金調達方法があるのかとか、給与体系の改善などについていろいろとご相談をなされておりました。

大竹委員

11件ですか、そういうことがあったとするならば、もう少し機会があればもっと相談できるのではないかと思います。これから先に向けて、月1回とは限らずに、その辺は、窓口を広げ、PRをしながら、小樽経済を底上げするために官民が一体となった形の中で対応していくということを考えますと、もう少しそういう相談窓口、あるいは対応といいますか、経営基盤の確立ということに向けた支援体制がとれるのではないかと思いますので、その辺はいかがですか。

経済部長

今の経営相談のお話ですけれども、従来、市としては、中小企業センターが存在したときには、そちらの方で融資と相談をあわせてやってきました。それは職員対応でやってきたわけですけれども、なかなか生きた経済は、皆さんのご商売の中身について正確に把握し得たか、相談に十分乗ってやれたかということについては、ある意味で反省というのはありました。

そういうこともありまして、今年度は体制が新たになったことも踏まえまして、市の職員ではなしに、外部の専門家も導入して、本当の意味で皆さんがご相談したいこと、困っていることについて相談し得る体制をつくりたいということでやったのが、それが今年の5月の第1回なのです。そのときには、来ていただいた相談員の方は2名ということで、そのほかに国金も含めて3名の方でした。6月以降は、その人数を拡大するとかしながら、少しでも多くの方々に、本当の意味での経営相談をしてもらえるような体制づくりを進めていきたい。そのことが、結果として、小樽市の中でご商売をされている方々の経営体質を確固たるものにしていきますし、将来の小樽の中小企業の経営強化にもつながっていくだろうというふうにして、そういう形でやっておりますし、これからも続けるつもりでございます。

大竹委員

私は終わります。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

市民クラブに移します。

大島委員

平成15年度港湾事業にかかわる補償について

初めに、報告がございましたことからお尋ねします。

まず、港湾部にお尋ねいたします。

港湾部から報告がございました。15年度小樽港港湾関係事業予算案ということで、資料をいただきました。この15年度事業概要の中に、摘要欄があって、ここに本工事、それから测试、測量のことなのでしょうか、「補償」とあるのですけれども、この補償とはどのような補償なのか。この補償内容についてお聞かせください。

(港湾)工務課長

縦貫線の補償費についてでございますが、直轄事業につきましては、家屋等の補償費は一応終わっておりまして、平成15年度の補償は、北電柱、N T T柱の移設補償費であります。

大島委員

わかりました。

そうすると、漁協に対する海面の補償も含まれているのかなというふうに解釈したのですけれども、これはないのですね。

港湾部次長

縦貫線に絡みます漁業補償につきましては、平成11年度に漁業組合の方と交渉いたしまして、既に補償はすべて完了してございます。

大島委員

大変失礼しました。

完了したということですが、これに関連して、漁業補償はどのくらいの額になるのですか、もしわかっていれば教えてください。

港湾部次長

補償関係につきましては、直轄事業の中で、国と漁業組合との方で契約がなされておりますので、詳しい金額については承知してございません。

大島委員

わかりましたら、後ほどで結構でございますので、教えてください。

第2ふ頭に係留中の船について

続きまして、港湾部に伺いますが、港に行きますと、第2ふ頭に、船としては大型の貨物船、漁船なのか、種別はわかりませんが、タラップがおりたまま長期間係留されております。そしてまた、タラップ階段の上を見ますと、今は覆いがかぶさっておりますが、通りますと表から読み取れます。立入禁止と。その中で、裁判所管理船というふうに読み取れます。その部分についてはシールか何かは張ってあるのですけれども、読み取れます。この船はどのような経緯、経過があったのか、まずお聞かせください。

この部分はまとめて質問させていただきます。

私も、ちょくちょく、頻繁に回ります。そうすると、この船の係船料はどうなっているのだろうか。まず、係船料について、経緯、経過についてお聞かせください。

(港湾)港政課長

現在、第2ふ頭に係留していますロシア船でございますけれども、昨年12月23日に、ロシア本土になりますが、ワニノというところから冷凍エビを運んできて入港いたしました。12月25日にほぼ荷役を終わったわけでございますけれども、その当時、その船の所有は、旧漁業コルホーズといいますが、ロシアの水産関係の会社が所有してございます。その会社に対しまして、ちょうどその時期、日本側の水産物の輸出入会社が、その船を所有している会社を相手どりまして訴訟を起こしてございます。輸出入の代金の決済にかかわる不払いということが原因のようで

ございますけれども、それを小樽地方裁判所に起こしたということでございます。それで、小樽地方裁判所が、訴訟といいますが、提訴を受けまして、会社が所有しておりますその船を差し押えたという形になってございます。

さきほど議員がおっしゃいました表記の関係は、その折のものと思われまます。

その経過の中で、一たんは、裁判所の管理から、市内の船舶関係の仕事をしております会社に船の管理を裁判所が委託しまして、しばらく経過し、この4月に競売が行われまして、現在はロシアとの水産物の輸入会社、日本側の法人になりますが、そこが落として所有をしているものでございます。

最終的に、今後もそこがその船の利用を続けるかどうかというところにつきましては、その会社といたしましては、今、ロシア関係の別の会社に売却を前提として交渉をしているとお聞きしております、現在においてもまだ第2ふ頭に係留中ということでございます。

それから、係船料につきましては、12月の通常の荷役が終わりました後、その部分から、トータルいたしますと5月末までで130万円ほどになりますが、これは、全額、私どもの方にちょうだいいたしております。それは、その時々所有者から、日本側の管理を委託されております会社を経由いたしまして、私どもの方に間違いなく納入していただいております。

大島委員

タラップには立入禁止というロシア語、日本語のものが掲示されておりますけれども、1週間ほど前に行ってみましたら、簡単な電気がついているのです。そしてまた、猫もいました。これは、ふだんは、管理するためにどなたかが常駐しているのかどうなのか。そしてまた、退去の期日、見込みはあるのか。そして、あの場所は、さきほど申しましたように長期間にわたって係留しておりますけれども、港湾の荷役に支障を来していないのかどうなのか、この点についてお聞かせください。

(港湾) 港政課長

まず、管理の関係でございますけれども、さきほど申しましたように、港湾関係の日本側の会社がございまして、そこが委託を受けて管理をしております。それで、常駐はしてございません。委員がごらんになったように、タラップに入らないようにというような表示をすることと、それから、私は専門ではございませんけれども、船は、定期的にといいですか、時折、機関を動かさなければならないのだそうです。そのために行くということ。それは定期的に行っているようですが、不定期には、船の内部の故障がないかを見ているということでございます。

それから、退去のめどでございますけれども、さきほど申しましたように、会社が転売先の会社を今探しております、私どもは交渉中というふうに伺っておりますが、その面で、今現在お聞きしている中では、なかなかすぐという状況にはないようにお聞きしております。

ただ、さきほどの三つ目のご質問の他の港湾荷役への支障ということでございます。あそこの第2ふ頭のあの場所につきましては、港湾荷役に一番支障の少ない場所ということであそこに係留してございまして、特段の影響はないのですけれども、ただ、持ち主の会社に対しましては、係船料をいただいているから、あるいは、特段の問題がないからといっていつまでも係留ということにはならないということで、なるべく早く結論を出していただきたいとお願いしております。

大島委員

旧水戸食品について

質問を変えます。

ただいま経済部の報告がございました。その中で、企業立地状況ですね、ティー・アイ・シー、納豆製造、備考欄に、旧水戸食品とありますけれども、これとの関連はどうなのか。そして、その水戸食品なるものは、どういう経緯、経過があって今日まで来ているのか、その点についてお聞かせください。

(経済) 産業振興課長

今のティー・アイ・シー株式会社のことでありますが、備考欄に旧茨城水戸食品株式会社となっております。こ
こは、従業員を引き受けて現在継続しているということで、現在、従業員数20名ほどで営業されております。

やはり、ティー・アイ・シーさんが、こちら株式会社、本社は岩見沢でありますけれども、納豆製造ということ
で来たときに、茨城水戸食品さんが営業されていたところを。

大島委員

ちょっと聞き取れない。

(経済)産業振興課長

ティー・アイ・シー株式会社さんですけれども、旧茨城水戸食品さんが営業をやめるときに、ティー・アイ・シ
ーさんの従業員も引き受けるということで継続しておりまして、現在は20名ほどで営業を続けているところでござ
います。よろしくをお願いします。

大島委員

今のティー・アイ・シーはいいのです。水戸食品はどういう食品会社だったのか、小樽においてですね、それを
聞いているのです。経緯、経過、それをお聞かせください。

経済部長

余り明確なことは記憶にないのですけれども、水戸食品そのものは、納豆製造ということで、もともとは会社と
して立地をして営業を継続していた。それが、ある一時期になってから、水戸食品としての経営継続ができなくな
ったということがありまして、それ以後、水戸食品の労働組合だと思えますけれども、組合管理の下で営業を続行
してきていた。それで、ティー・アイ・シーという会社が、平成13年ですか、その会社を取得し、今、課長が申し
上げましたように、従業員を引き受けて、そこで納豆製造を開始したという経過だというふうに記憶しております。

大島委員

肝心なことを忘れているのですよ。

水戸食品というのは、小樽市が企業誘致をした会社ではないですか。

いつですか、企業誘致をしたのは。

いいですよ。小樽市が企業誘致をしたのですよ。「水戸から来たの」。そのときに私は納豆屋をやっていました。
札幌の中央市場に朝早く毎日通っていました。「何しに来たんだ」、これは私たち業界の言葉でしたよ。来なくても
いいのにと。あなた方が、小樽市が企業誘致をしたのですよ。その会社が、バブルの後だったと思えますけれども、
整理したのではないですか、小樽工場を。その辺のことを担当課長の方はきちっと調べて、今どういう会社だった
のかと聞かれても、自分たちが企業誘致をしたのを忘れて、答弁をしないで、忘れたのかどうしたのかわかりませ
ん。まだ、たかが10年ちょっと前ですよ。そういうことは、報告するときには、聞かれたときには、きちんと経緯、
経過はどうなのだと聞いていますから、説明できるだけのものを持っていなければ、あなた方の滑らかな答弁に私
はだまされますよ。

そういうことで、水戸食品が、当時、亡くなりました多賀商工課長さんがこの時代に企業誘致したのです。そし
て、本業以外に、バブルの時期でしたから、いろいろ広げて行って、最終的には、全国にございましたから、小樽
工場を閉鎖しました。その後、組合が債権者と協議をして、努力して今日まで来たのです。残念ながら、水戸納豆
の影響は、小樽の地場の製造元がもろに影響を受けました。私もその一人でございます。

今、納豆業というのは、製造しているのは、ここは別として、もともとのところというのはたった1軒しかござ
いりませんよ。それも、細々とです。売り場がないのですよ。スーパーへ行ってごらんください。小樽のコンビニに行
ってください。地場のものなんてありませんよ。

もとは北海道の大豆だということで、北海道の大手メーカーが航空便で本州に送っていました。そうすると、納
豆というのは単位が100グラムでしたから、それが本州に行くと、道産大豆ということで10円高く売れたのですよ。

それが今、見てください。本州からメーカーがどんどん来ているでしょう。おかめだってそのとおりですよ。おかめというのは、我々が15年、20年前は、日産 150億の生産です。60キ口。これは大変な力ですよ。そういうふうですっかり変わってしまいました。

そんな経緯なので、ティー・アイ・シーというのは、いったいどういう会社なのかと。もちろん岩見沢にも業者がありましたよ。いつかも話したことがありますけれども、道が促進して企業合同をやった会社がございます。岩見沢はまとまりました。でも、その中で一番長く、15年間生き残ったのは岩見沢なのです。そして今、20人の従業員を引き受けたということですが、この場所というのは今までの場所に変わらないのですか。

(経済)産業振興課長

そうでございます。

大島委員

市の経営相談について

それと、今の太田委員の質問の中で、経営診断、相談がございました。

私も、市議員になりまして、いろいろご質問をします。事、商売に関しては、私の方がプロですよ。知識はございません。しかし、あるのは実践だけなのです。

そうすると、課長さんを名指しして悪いのですけれども、これは私が部長さんに常日ごろ言っているのですが、商売というのは毎日生きているのです。今日の支払い、明日の手形の心配、それを続けているのですよ。

さきほどの答弁の中で、七十何件の相談があった融資の問題。そのうち、何社が融資を受けられています。実数をつかんでいますか。厳しいですよ、それは。七十何件の相談があって、それは、私は全部融資を受けられたような錯覚に陥りますよ、あなたの答弁を聞いています。

けれども、実際にそうではないです。借りたいところには貸さないのですよ。いいですか。さきほど労金の問題もございました。貸した金は返せる見込みがなければ、貸しませんよ。そうすると、どこに行くかということ、みんな市中の個人のところに行くのですよ、金利の高い。それが実情ですよ。その辺のことをよくよく勉強してください。そうしてもらわなければ、せっかく相談に来て、相談だけで終わりますよ。

そういう意味で、私が部長さんをお願いしているのは、実践の経験がある、そういう方を経営相談の中に入れてほしい、これが私の持論でございます。この経営相談というのは、早くから、庄司さんの時代から始まったのでしよう。庄司さんが商工課長にいたときに始まったのでしよう、今の経営コンサルタントの。私も相談に行っていますよ、昭和40年代だったと思います。書面を全部持って行っています。

何の役に立ったか。経営コンサルタントの言うことを聞いていたら、いいですか、商売は成り立ちません。

当時、小樽市内にいっぱい例がありますよ。今残っているところはどこもございません。小樽じゅうにありますよ。それくらい難しいのですよ。

だから、そのことをきちっと胸に入れて。困るから相談に来るのですよ、わらにもすぎる思いで。それが現状です。そういうことをきちっとたたき込んで、そして、相談を受けた方が、実際にはどういう結果になっているのか、そこまで追跡していただきたい。そうしなければ、本当の意味での相談にはならないと思います。

私も、十数年、ながながと商売をやっておりましたから、商工会議所の推薦、あるいは窓口にも相談に行っていますよ。やめてからも、いろいろ相談を受けて、商工の窓口、第2分庁舎に行っていますよ。なかなか厳しいですよ。今はもっと厳しい時代になっているように私は思います。

今、月1回ということでございますけれども、さきほどの太田委員の質問の中にもありますように、やはりこの回数をもっと増やしていただきたい。これは、部長さんをお願いいたします。

そして、そのメンバーの中に、民間の方が講師といいますか、そういう中に入っていくとなれば、時間的に制約や何かがいろいろあると思いますけれども、これは、それ相当の費用を払っても効果が上がると思います。

去年になりますけれども、ヤオハンデパートというデパートをご承知かと思います。これは、世界に出店をし、そして、札幌のテルメの近くに大型のものを建てようということで、最終的には倒産をしました。その会長さんが全国で講師に招かれていますね。そして、どん底からは上がった、その実践を講義している。依頼が殺到しているそうでございます。

私も、機会がありまして、去年でしたか、聞く機会がありました。これは、体験した者でなければわからないものがございます。それを何かの参考にさせていただきたいというのが講演の趣旨だったそうです。もし機会がありましたら、そういう方もおりますので、ぜひ経済部の主催で広く関係商業者の方に呼びかけをして、企画をしていただきたい、そういう思いがあります。

取りとめのない意見やら持論やらで申しわけございませんが、部長さん、いかがですか。

経済部長

大島委員がおっしゃられる、生きた経営を皆さんはやっていらっしゃると思いますので、日々、大変な思いでやられていると思います。ですから、そういう方々の相談に真っすぐ向き合っ、そういう人たちの思いなりに対して適切に対応できるという相談相手は絶対に必要だということによくわかります。ですから、そういうことも考えながら、今回、こういう仕組みをつくったわけでありまして。

確かに、月1回では足りないというご意見もあるかと思ひます。それで、何度かやってみた中で、皆さんの相談に対する需要と申しますか、そういうものを見極めた中で次を考えていきたいというふうに思ひます。

それから、さきほど出ていたヤオハンのお話ですけれども、私も承知しております。やはり、失敗したことを恥ずかしがらないで堂々と表に出して、失敗に学んでいくという経営をやるべきだというお考えの方だったというふうに思ひます。ですから、あらゆる、そういうふうな講演をなさっていることについて、自分の商売に生かしているということだったということに記憶しております。確かに、そういう方々も、経営相談と申しますか、相談がいいのか、講演がいいのかはわかりませんが、そういう活用をする場も今後は必要になってくるかと思ひますので、その辺を含めていろいろ考えさせていただきたいと思ひます。

大島委員

1週間のうち、土・日が休みで、祭日があれば休みで、公務員さんですよ、皆さん。週に仕事をする時間が三十何時間ですか、40時間を切っているわけでしょう。

わかりませんよ。そう私は思ひます。

理解していただくと思ひても、なかなか難しい、それが現実です。

フィッシュミール協業組合に対する訴訟について

報告がございましたフィッシュミールについてお尋ねいたします。

さきほどの質問の中で、1回目から10回目までは文書のやりとりだったと。そして、市の感想はと聞かれましたら、それぞれの言い分があるという答弁をされました。これは、訴えられた方と訴えた方の言い分だと思ひますが、市の言い分というのはどういう言い分だったのか。そして、10回の公判を重ねて、相手方はどのように言っているのか、この点をお聞かせください。

(経済)産業振興課長

今の大島委員のご質問ですが、フィッシュミール協業組合に対する訴訟につきましては、議会の議決を得て、10回の口頭弁論を行わせていただいております。その内容につきましては、請求の趣旨と申しますのは、市、原告側になります。今回の請求の趣旨につきましては、金1億5,780万4,108円をお支払いくださいという内容で、その旨を裁判所の方に提出しております。

この内容につきましては、裁判が係属中でもありまして、どういうやりとりがあったかという内容につきましては、まことに申しわけありませんが、ご理解をいただきまして、この中では申すことはできないことをご了解いた

だきたいと思います。

大島委員

この次の11回目は証人の審査といいますか、12回目は証人になるのだらうと思いますけれども、小樽市としてはどのような方を、これは相互から出るのかと思います。これは、小樽市は、これはもうすぐですね。6月24日ですか。そうすると、来週になりますね。目の前に迫っています。小樽市はどのような方を証人として相手方に請求するのか、あるいはまた、相手側からもし請求されているとすれば、どのような方を請求する考えなのか、お聞かせください。

(経済)産業振興課長

今の大島委員のご質問ですが、さきほどお話しさせていただきました6月24日の第11回口頭弁論の中で、証人調べでどなたが証人調べになるかということで対象者が決まります。この中で、市、原告側としましては、お名前はちょっとお話しできないのですが、その中で、現在、原告側の関係者として、当時を記述した陳述書を既に提出しておりまして、当時、フィッシュミール協業組合にかかわっていた方だらうと考えております。また、相手方被告に対しましては、どの方が来られるのかは、6月24日にならないと証人調べの対象者はわかりません。現状はそうっております。よろしく願いいたします。

大島委員

当時かかわっていた職員の方だと思いますけれども、フィッシュミールが、今、整理をして、そのときにかかわっていたから私が言います。実は、昨年3月ですか、議会で、フィッシュミールの意見を聞きたいというような理由か何かで、ちょうど私は休んでいたときなのですけれども、諮られたようでございます。多数の会派が、それは必要ないということで、議会として参考人のお話を聞くことはやめたようでございますが、共産党さんと市民クラブは聞きました。そして、当事者の了解をいただいて、テープもとらせていただきました。

そのお話を聞くまでは、市の一方的なお話しか聞いておりませんでした。昨年の3月にどういうことがあったかといいますと、私は、フィッシュミールの問題は、たしか平成8年か9年か、そのときからずっと取り組んでおりました。当時の商工課長さんは今の総務部次長の磯谷さんでありましたけれども、9年以前の資料はないと。その後何度となく毎回のようによく要求をしておりましたが、ないのだ、探してもないと。これはあなた方の返事でしたよ。

ところが、どうですか、昨年の3月に、共産党さんからの要求に対して出したではないですか、あったのではないですか。

だから、私は信用できないと言うのですよ、あなたのことを。そして、今、今日まで引き続いてきているわけでしょう。

大谷助役の当時のお話もテープの中にありますよ。皆さんは聞いているかどうかわかりませんが、参考人のミール側のお話を聞きますと、二、三年でちゃらにすると言っているのですよ、当事者は。

議会があるから、二、三年でちゃらにするから、1億5千何百万をちゃらにすると言っているのですよ。そして、当時の経済部次長は、今の山田市長ではないですか。商工課長はやめました高橋康彦さんですよ。この方々が、もし、大谷さん以下、多賀さんは亡くなっております。大谷助役は担当助役としてかかわっていた。当時の経済部次長の山田勝磨がかかわっていた。商工課長の高橋さんがかかわっていた。これは、証人の請求があったら、どなたが出るのですか。あるいは、拒否をするなどということはございますか。いかがですか、部長さん。

経済部長

証人につきましては、対象になるというか、そういう人については、さきほど課長から申し上げましたように、これは現在、訴訟係属中でございますので、この場で申し上げることはできません。

それで、だれになるのか、いろいろお名前をおっしゃいましたけれども、証人につきましては、まず、原告側の

証人としてどなたを選ぶのかということが1点、それと、被告側としてどなたを証人として出すのかということで分かれてくるわけです。原告側としての証人の範囲というのは、あくまでも、行政としてそれに携わった者が証人として原告側でそれを上げていくというふうになっております。それと、被告側が上げてくる証人というのは、あくまでも被告側が有利になるような、かかわった人たちのうちから証人として氏名を上げてくるという手順になるかと思っております。

大島委員

当時のことをぶり返してもいいですけども、昨年3月ですか、部長さんの隣に座っておられます松川次長さんも、指摘をしていたのだということで、当時の古い資料を出してきたように記憶しております。間違いなく請求していたのだと。その請求書が、本来、正式に出すべきものではなくて、出張所がかつて地域にございましたね。そんなような書類で、これも随分指摘されたと思っておりますけれども、私は全く信用できませんよ。

この問題については、私も、私を応援してくれている皆さんに対して、これはうやむやにしないということを選択公約の一つに上げているのです。街頭でも駅前でもやらさせていただきました。私は最後まで見届ける責任があります。公平な裁判といいますか、判断が出ることを非常に期待しております。

私は、当時かかわった、そして今現在、要求があれば出られる健康な方、これは、多賀さん以外は皆さん健康でおられると思いますので、拒否することなく、ぜひ出て、当時のお話をしてください。

どういう密約があったのか。

私は、直接意見を聞いておりましたから、これは密約にしか聞こえませんでした。これはテープにちゃんとありますから、いつでもお聞かせしますよ。訴えられた側、ミール側から証人の申請があった場合には、ぜひ、今の答弁にありますように、かかわった方々は、辞退することなく、出て真相を話していただきたい。

これは、市民に対する誠意ではないか、私はこのように思っておりますが、いかがですか。

経済部長

証人は、さきほど申しましたように、それぞれの訴訟を提起した側、あるいは被告になった側が、自分たちの主張を裏づけるとか、主張が正しいということ、かかわった人たちの口を通して、裁判所でその旨を披れきするのが証人調べということでございます。ですから、被告側から、原告側の関係者を証人という形にはならないと思います。あくまでも、原告側で小樽市が訴訟を提起した、そのことについて、その事実を裏づける立場の人たちを証人として出していくということになりますので、さきほど大島委員がおっしゃったように、市の関係者の方々に原告側の証人として出ていただくこととなります。

ただし、今、お名前の挙がった方々のすべてがそういう形で出ていくかどうか、それは、訴訟代理人である弁護士と行政側が協議をする中で範囲というのが決まってくるというふうに思います。当然ながら、証人については、我々としては出していいこうと思っておりますし、その経過を含めて、すべてについて話していただきたいという方向で今進めております。

大島委員

当時の経済部次長さんは、今の松川次長さんの立場ですよ。私は、フィッシュミールの問題については、当時の次長さんが、大いに、大きくかかわっていたと推測をするわけでございます。そして今、小樽市の市長という立場で、この問題についてみずから手で裁判を起こしたわけですから、もし当時の経済部次長ということになれば、今の市長の立場で証人として出ていただいて、そして、当時はどんないきさつがあったかわかりませんが、この解決のために物を申すのだと、私は、この点については要望いたします。

国際ホテル、天望閣問題、人力車及び海水浴場のトイレについて

時間もございますので、あとはまとめて質問させていただきます。

国際ホテル、天望閣の問題については、用意しておりましたけれども、さきほど質問がございましたので、割愛

します。

しかし、一日も早く再開してほしいということについては、両施設とも、それぞれの位置する場所がすばらしい、意味のある場所にあるということでは変わりませんので、一日も早い関係者の再開を願うわけでございます。そのときに、市が何かお手伝いするという形で相談があれば、積極的に取り組んでいただきたい、この点についてまず1点です。

それから、今年に入りましてから、人力車がまちを歩いておりますのを随分見かけます。仄聞するところによると、大手が新しく進出してきたのだ、そのように聞いております。日曜日の夜などは、8時半を過ぎた後の夜の小樽の運河を中心とした色内のまち並みを2台、3台と私も実際に目にしております。そしてまた、共同で生活しているのか、車庫というのか、色内の通りのどの辺になるのか、中央市場を真っすぐ下がった、駅前からもう少し手宮寄り、ここによく格納をしている姿を見ます。

何よりも驚いているのは、早朝、私が見かけているのは7時過ぎです。7時半、7時過ぎです。臨港線や運河を掃除しているのです。これには、私も大変感激をしました。この清掃委託を経済部の観光課がお願いしているのかどうなのか、びっくりするほど、委託されているのではないかというほど、臨港線を含めて大変行き届いた清掃をやっております。

浅草橋街園の清掃については、あそこでは記念写真を写している業者の方々が清掃をしている姿は私も見かけております。その点について、本当に教育の行き届いた、これこそ心のおもてなしといえますか、自分たちの職場は自分たちのできる範囲でという、これは、例え外であろうが、屋内であろうが、そういう精神なのかなど。

この人力車は、いつ、どこから、どのような形で進出してきたのか。まず、これをお聞かせください。

それから、塩谷の海水浴場のトイレなのですけれども、海水浴場のトイレというのは、シーズンになるとそれぞれ仮設のものが設置されます。仮設のものと同年であるものがあると思いますが、それはどこどこなのか。そして、塩谷海水浴場は、観光課の所管だと思えますけれども、市の財産を調べてみましたら、塩谷海水浴場公衆便所、塩谷1丁目400番地3、コンクリートブロック造陸屋根平家建、床面積10.95平米、評価額の欄を見ますと65万7,000円、観光課が所管しています。建設年月は昭和50年6月です。

これが、今現在どうなっているのか。そして、どうする考えなのか、この点についてまとめてご答弁をお願いします。

経済部次長

ただいまご質問の方は割愛ということでございましたが、お話がございました国際ホテルと天望閣は、委員がおっしゃるとおり、本当に特別な場所でございます。いずれにしても、小樽の観光のそういった枢要の地にございますので、私どもは、今、委員からお話ございましたように、今後とも、できるだけ早い時期の再開を願っております。また、そういった面で市として何か支援できるものがあれば、そういったものにはきちっとした対応をしてみたい、このように思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

大島委員からお話ございました人力車についてです。

この人力車は、最初は2月21日に私ども観光振興室の方に関係者がお越しになりまして、小樽観光のいろいろな問題点、課題等があるホームページから読み取ったところ、観光客の回遊性が必要であると。そういう観点から、私どもは進出を決めたというお話が最初にございました。その時点で、我々としては、観光に関する資料というか、パンフレット、マップ、それから、こういう施設があるという関係資料をお渡ししましたところ、5月15日に開業したわけです。4月の初旬から、こちらで働くと予測されている社員の9名の方々が早速移り住んでこられて、自主勉強ということで、市内の散策、それからどこをどういう経路で回るのか、それから、どういうおもてなしをするのかということをそれぞれに研究されて今に至っている経緯がございます。

この業者というのは、新聞でも報道されましたのでお名前を挙げてよろしいかと思いますが、京都を本社とするえびす屋というところがございます。京都で3カ所、奈良、東京、鎌倉、そして小樽が7番目の事業所ということでございます。平均年齢は出せなかったのですけれども、20代を中心にした、車夫というか、引き手の方々が非常に勉強されて活躍し、今ではメルヘン交差点、浅草橋、中央橋を拠点に市内全域を回っているというふうになっております。

ごみの清掃の話でございますが、5月15日の開業当初から、7時半をミーティング時間としておりまして、朝7時半になりましたら、ミーティングを終えて、早速、清掃に出ると。最近では、運河散策路にとどまらず、堺町通の方まで、それから色内大通の方まで、それぞれ自分の持ち分のところについては責任を持って清掃をしているというふうになっております。これは、決して私どもがお願いをして委託しているものではなくて、あくまでも自主的に、社会貢献という意味で参加をしたいと。そういう意味では、地域に貢献してまいりたいという彼らの意識であるというふうになっております。

以上です。

(経済) 観光振興室観光事業課長

海水浴場関連のトイレの件でございますが、現在、通年といたしますか、固定のものでは、ドリームビーチが2基、それから銭函海水浴場、それから東小樽海水浴場の合計4基ございます。

仮設のトイレにつきましては、今現在、10の海水浴場で開設予定でございますが、これは、各海水浴場の要望等もお聞きした上で設置を検討しておりますので、その点につきましては、先日、打合せ会議を行いました。数につきましては、本年度まだ確定はしてございませんけれども、トータルで25前後になるかと思っております。

最後に、塩谷の昭和50年に建設されましたトイレでございますが、これは、一昨年に解体をいたしました。これは、塩谷漁港道の拡幅工事に伴って解体をしたものでございまして、現在、設置はありません。そのかわり、海水浴場開設期間につきましては、ここに仮設のトイレを設置しております。

(経済) 水産課長

塩谷海水浴場のトイレの関係で、今、観光事業課長の方からお話があった塩谷海水浴場のトイレでございますけれども、私の方で観光事業課と協議しまして、先週の14日に、2基、周辺の皆さん方のトイレ対策ということで、とりあえず設置をさせていただきます。

大島委員

今的人力車ですが、やはり、全国7カ所、しかも日本の大手ということになれば、その方が小樽を選んだという意味は、大変大きな観光のスポットだと思っております。これはやはり、自分がそれぞれ案内するコースがあるのだと思います。そのときに、その場所がちらかっていたら、案内する方も、あるいは、される方も、これは皆さんも、我々も含めて同じです。これはやはり、さすが業界大手のやることだな、教育が行き届いているなど。こういう意味で、私は、非常に感心しております。

そしてまた、一方では、障害者のトイレの問題が新聞にも出ておりました。そして、一方では、広報を見ますと、6月に入ってから2回ですか、おもてなしの心というようなことで、6月6日と6月11日、市が中心になって、新聞を見ますと、市長もPRやっていますよ。ところが、一方では、ひどいときには12人も来る。これは、今、人力車と対比をするのはどうかと思っておりますけれども、やはり、その心を大事にしていきたいなど。

小樽駅のエスカレータの対応は素晴らしいですよ、車いすに対しては。一度、機会があったら見てください。小樽駅の対応は素晴らしい。安心して小樽駅におられる。

先日、偶然、目にとまりました。まず、運転手さんが迎えに行くのですね。そして、乗客の一番最後までその方を待たせておいて、エスカレーターの段が2段続くのですね。3段かな。そして、車どめを置けるのです。そして、改札口まで、迎えの人がいれば送っていく。一方ではそのような対応をしています。いいところをぜひ広めていた

だきたい、そのように思います。

最後に、今のトイレの問題です。塩谷のトイレの問題。今、水産課長さんから、浜に1基設置したと。このいきさつはこういうことなのですね。今、答弁がございましたように、昨年、廃棄したものが解体されたと。ところが、あそこの周辺にいる方にお話を聞きますと、塩谷の浜というのは割合とシーズンが長いと。解体されてから、それでは、トイレはどういうふうになっているかという、例えば、キャンプなどに来る。簡易トイレを持ってきている人は、砂に穴を掘っている。小さなトイレがあるみたいなのです。そして、終われば砂をかけていく。ない人は物陰です。

しかし、される方はたまったものではありませんね。ここがだめならここ、ここはマムシが出ますというふうに書いたそうですよ。そこには便も小便もないそうです。けれども、反対におれのところに来てしまったと。大をしていてマムシにかまれたら、これは大変です。

そしてまた、キャンプなどをして、簡易トイレで掘ったトイレを埋めて、そこにまた、知らないから、テントを張る人がいるというのです。どうなのだと。これは見るに見かねる。しかし、おれのところも大変なのだということで、市の方をお願いに行ったのだと思います。せっかくあったのですから、これはやはり建て直してくれ、道路が拡幅になったら。地域からはそのような要望も出ておりますので、これはぜひ検討をしていただきたいと思います。

それと関連して、その方がこういうふうに言っていました。海水浴場の時期でなれば、海水の調査をやりますね。これは所管が違いますけれども、保健所かと思いますが、塩谷川というのはワースト1に入っている川ですね。ずっと改善されておられません。その問題について、私は何回か関係者とお話をしたことがございます。砂浜に大きな冷蔵庫があるそうですけれども、定期的に物すごい汚水が出るというのです。こんな状況で海水浴をできるのですか、塩谷の浜はきれいですと言えるのですか。これは所管が違いますから、私はこれ以上のことを言いませんけれども、私は関係者にお尋ねしようと思っております。

そんな状況でございます。

答弁については、これは工事と関係がございしますが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

いかがですか。

(経済) 観光振興室観光事業課長

大島委員の方からのご意見がありました件ですが、この件につきましては、水産課の課長からも事情をお聞きしまして、さきほど水産課長からもご答弁したとおり、今現在は2基、急きょ、設置をしたということでございます。

ただ、撤去に当たっては、私どもも、近隣の町会の方々とも協議をさせていただいて、通年でのトイレの設置は必要ないというご見解もいただきましたので、それでは、海水浴期間中につきましてはということで設置を行っております。

それが、実態としては、さきほど触れられたような状況がございしますので、これについては、何らかの措置をしていかなければならないということも考えてございます。今後また、2基設置した後、経過を見た上で、現状は何らの変更もないというようなことがございましたら、また関係者とも検討させていただいた上で適切な措置を考えてみたいと思います。

大島委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
公明党。

秋山委員

北運河のしゅんせつについて

説明をいただきました部分でちょっとお尋ねをしたいと思います。

小樽港の港湾関連ですが、4番目の泊地のしゅんせつの部分です。ここは、北運河の部分ととらえてよろしいのでしょうか。また、ここの部分は、初めてしゅんせつを行うのかどうか。そして、14年度が当初となっておりますけれども、14、15で終わる事業なのかどうか。そして、泊地という説明の部分に「1期分が」とあるのですが、これは、1期、2期、3期と続くものなのかどうかという部分をまずお伺いいたします。

港湾部次長

今回の15年度の事業の場所でございますけれども、北運河の部分ということでよろしいかと思えます。

それから、しゅんせつの時期でございますけれども、これにつきましては、昭和60年から62年にかけて、一度、護岸の整備も含めましてしゅんせつを行っております。

それから、事業年度でございますけれども、14年に調査設計を、今これからやろうとしております。この実施設計に基づきまして、15年からしゅんせつを開始すると。そして、事業の年度につきましては、おおむね15年から3か年ほど、15、16、17年の3か年ぐらいで今は考えてございますけれども、今年の実設計の中身によって、若干、1年ぐらいの変動はあるかと思えます。

それから、1期運河という名称でございますけれども、これについては、大正期にやりました運河ということで1期運河という名称になってございますが、2期運河というのが通称有幌運河と言っている部分です。ということで、1期、2期につきましては、北運河の方と有幌運河、そのような状況になっています。

秋山委員

ありがとうございます。

定期的に行われているのだなということが今の説明をいただきましてわかりました。

ちょっと市民からの声にこたえなければならないという部分がありまして、近くの運河公園のところに行ってまいりまして、ついぞと言ったら申しわけないのですけれども、どんな感じなのかと思ってのぞいてみました。あそこに、暗渠の部分から注ぎ込まれている川があるんですね。かなりの大きいごみのごろごろという感じではないですけれども、目に余るぐらい汚れた水が注ぎ込んできている。定期的にしゅんせつされていても、これはやはり根本的に解決をしなければ難しい問題なのかなと思いましたが、この点はどうなのでしょう。

港湾部次長

今おっしゃっている部分については、運河の北端部の手宮仲川の河口かと思えます。

手宮仲川につきましては、河口のちょっと上流側、昔の旧手宮線のあたりなのですけれども、あの辺に、あそこは雨水処理の関連事業で河川の整備をいたしまして、そのときに沈砂地を設けてございます。沈砂地の清掃等につきましては、土木部の方で、河川の管理の中で定期的に年に1回のしゅんせつをやっております。ですから、大きいごみは基本的にはそこでとっているのですけれども、何せ、あの部分につくっているものですから、沈砂地もそんなに大きなものがないということで、沈砂地の段階になりますと運河の方に流れていっているということになっています。

土木部の方とも協議をございまして、この運河のしゅんせつ、環境整備が終わったあかつきには、例えばしゅんせつ回数を、今、年に1回を年に2回に増やしていったらどうかというような協議は土木の方とも進めてござ

います。

秋山委員

結構、個人タクシー、観光タクシーがとまって観光客に見せている地域なのだというのがわかりまして、朝、9時ちょっと過ぎぐらいでしたけれども、結構そういう部分、北運河ということで皆さんに紹介されている部分だなと思ったのです。のぞいていると、人は好奇心があると見えて、一緒にのぞき込んでくると。そういう部分で、やはり、せっかく来られる観光客の方に臭い運河と言われぬように、大変でしょうけれども、そういうふうにしてしゅんせつの方をよろしくお願ひしたいと思います。

商工会館の跡地利用について

続きまして、商工会館が今は取り壊されておりますが、その後、跡地がどういう形で利用されるのかをお尋ねしたいと思います。

(経済)商業労政課長

商工会館の土地なのですけれども、現在、6月13日から解体に着手しておりまして、8月中旬ころには更地になるというふうに聞いております。その解体が終わりましたら、跡地利用について、地域の方とか町内会の方、それから、もともと関係していた関係団体の方たちを構成員とした検討委員会的なものを立ち上げようというふうに思っています。そして、その場でもって、今後、その土地についての利用をどうしていくかということについて話し合いをしていきたいというふうに考えております。

秋山委員

今、検討委員会が設けられてそれぞれのことは皆さんで話し合うというお話でしたが、地域の小さな声などを吸い上げてもらえるような形になるのでしょうか。

(経済)商業労政課長

私どもは、具体的には住吉町会とか住ノ江町会さんというところを候補に考えておりまして、その辺の会長さんあたりが出席していただけるのではないかと思いますので、そういった場面での声も何とか聞けるかというふうに思っております。

秋山委員

直接には、経済部はその後のことは余りかわりがないのかどうか分かりませんが、この地域というのは、ここ数年の間にマンションがたくさん立ちまして、住吉町区域だけでも5か所、その近辺の入船町が大型で大体4か所、9か所ぐらい建ったのですね。それでやはり、小さいお子さんをお連れの家ががたくさん入っているらしく、その声として、地域公園といえますか、子供を遊ばせる場所が少ないという声があります。子供を安心して遊ばせるためには、坂をおりて南小樽の反対側の信香まで行かないと公園がないのだというお話がありまして、この跡地利用は、少しでもお金が入る方向に動くのかなという懸念もございしますが、そういう声も吸い上げて、考慮に入れていただければありがたいと思って今ここで聞きいたしましたので、いかがでしょうか。

(経済)商業労政課長

私どもでちょっとお聞きした範囲でいきますと、あの近くに有幌公園というのですか、そういったところがあるように聞いております。ただ、やはり少し距離があるようでして、商工会館の場所からちょっと離れているようです。聞くところによると、もともと商工会館が今建っている土地のところに児童公園のようなものがあつたそうなのです。それで、昭和36年に商工会館が建ちましたけれども、それが建つ際に、もともとあつた公園を、今の住吉会館の横のところに小さな児童遊園地といえますか、そういった形の広場のようものがありますが、そこにそれを代替として移したという経緯があるやに聞いております。

その部分も、今は土どめをしているものが半分崩れかけていて、面積的にも半分しか使えないという状況もあるようでございますので、考えてみますと、委員がおっしゃるように、あの辺には公園がないように私も記憶して

おります。そういった意味で、その辺は跡地利用の一つの候補として取り上げていただけるかどうか、そういった声があったということは検討会の中で私どもの方からもお伝えしたいというふうに思います。

秋山委員

後で公園にと言ってしまうのがないので、よろしく願いいたします。

運河公園の施設について

それから、運河公園で、子供の遊具施設のことはいいです。あれはカットします。事前に言ってあったものですから、澄みません。

それで、遊具施設と、もう1棟、建物が建っているのですが、その施設をつくった目的をまずお聞きしたいと思います。

港湾部次長

運河公園に建っている遊具棟のほかに、山側の方に建っている施設だと思えます。あれにつきましては、休憩棟ということで建てたもので、運河公園に訪れた方に、あそこで自由に遊んでいただくという建物でございまして、中には、壁面に展示物を立てられるというような構造にもなっておりまして、地域の方にも小規模な催し物などにも使っていただけるというような形で建てております。建物の構造につきましては、昔の倉庫を復元したというような形で整備したものでございます。

秋山委員

できたときには、中には何もなかったのですが、今はテーブルと座れるようないすも置かれておりまして、本当に休憩室にふさわしい感じになったなと思ってさきほど見てまいりました。

ただ、展示をされるようにつくられておりますけれども、展示にかかわってどの程度利用されていたのか、件数とかを掌握されているのであれば、お知らせください。

(港湾) 港政課長

つくった当時はいろいろお問合せがあったようでございますけれども、実際に専用的に展示という形で使われたという実績はこれまでございません。

秋山委員

ああいう施設というのは、絵画というのはふさわしいのでしょうか。

(経済) 観光振興室企画宣伝課長

私が答えることかどうかはわかりませんが、私も社会教育を経験している関係上、絵画と言ってもいろいろあると思います。例えば、きちっと額に入って、ガラスで覆われていて、いわゆる温度管理や湿度管理が必要なものということであれば、可能性もあろうかと思いますが、どうしても、土間であって湿気を含んでいたり、ほこりが立ち舞うというか、そういう状況の中では、立派な絵画というのでしょうか、油絵とか、そういうものはふさわしくはないと思います。

ですから、もし考えられるとすれば、今申し上げましたとおり、例えば、版画の中でも、本物ではなくてレブリカ、そういうものとか、写真とか、そういうものは考えられると思います。

秋山委員

これも直接的に関係なくなるのかなと思うのですが、回遊性という視点から見たときに、今年から堺町にお菓子屋さんの美術館ができました。できたばかりだから多いと言えばそれまでなのですが、かなりの方が入っております。観光客相手というだけではなくて、市民の方に小樽、観光地を知っていただくという面から見たときに、眠っているものの活用という部分で、美術館、また美術館のことを聞いてもしょうがないのですね。美術館に個人から贈呈されているものがかなり眠っているということもお聞きしたことがございますが、我が党にも、学芸員がおりまして、聞いてみましたら、その程度なら許すと言ってくれたのです。ですから、どういう活用の仕

方があるかわかりませんが、寄贈された方の心をとらえて、そういう場所に展示しながら回遊性を図っていくという方法もどうかと思ったのです。

これは答えは要りません。くだらない話をしているなという思いで聞いていただければいいかと思いますが、要するに、運河、海に関連したようなさきほど言いました写真とか絵画、港湾で働く労働者を描いた絵とか、そういう関係性、その地域、地域に関係のある絵画又は写真を展示しながら回遊性を図っていくという企画なんかはどうかと思ったのですが、やはり返事をください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

途中でご返事は要らないという部分がありましたけれども、今、秋山委員がおっしゃっています観光客の回遊性という部分につきましては、我々観光振興室としても最も重要なことだと思っています。今、秋山委員がおっしゃっています北運河というものに着目をして、観光客の回遊性を高める、このことにつきましては大変有効な手段だというふうに考えております。

したがいまして、私がさきほどちょっと申し上げましたけれども、今の休憩棟自体、港湾部にちょっと話を聞きましたところ、営利を目的としないのであれば、いわゆるギャラリーとして使うことも可能であると。ただ、ギャラリーとして使う場合に、作家もしくは寄贈者がどういう反応をするかということもございますので、その辺のことを十分踏まえた上で、そういう機会がありましたら、PRといいましょうか、宣伝をして活用してもらおう方法を考えていって、更に、近隣にあります重要文化財、旧日本郵船とか交通記念館とか、これらとのリンクの中で北運河地区を観光スポットにしていきたいというふうに思います。

秋山委員

今、鉄道記念館のお話が出ましたが、あの中の2階の部分にも、やはりたくさん、好きなものですから、いいですね。ほかのところは見ないで、あそこだけずっと見てくるということがあります。結構、絵の愛好家がいらっしやいますので、観光客だけではなくて、小樽観光は関係ないという市民の方々を対象にしてもいかがかなと思っておりますので、よい方向に進んでいけばありがたいと思います。

小樽来ぶらり 100選について

それと、小樽来ぶらり 100選でしたか、昨日、課長のお話を聞いていて、その後はどうするのかとちょっと疑問に感じた点がありましたので、これもまとめてお伺いしたいと思います。

まず、100点集まらないとこれを行わないのかなという点がまず一つ疑問でした。そして、重複されたらどうするのだろうかという部分で、そのために審査をされるのかなという部分です。あとは、提出したいなと思っても、理由がかなり難しいなと感じた部分があったものですから、今後、こういう点をどのように改善されるのかなというふうに感じた部分をまずお聞きしたいと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今、秋山委員がおっしゃいました100点集まらないと整わないのかという部分でございますが、昨日もちょっと答弁させていただきました。3月31日の時点で51件ということで、集まらなかったもので、その時点では審査をせずに期間を延長したという経過がございます。私は、昨日も申し上げましたけれども、新たな提案といいましょうか、市民とか観光客から出たのは68件ですので、このままいってあと2週間では非常に厳しいと。昨日、佐々木(勝)委員から言われたご提案につきましても、早速、検討に入らせていただいておりますし、また、いろいろな手法を考えながら、出していただきながら、そしてまた、呼びかけている町内会とか、そういうところにも更にまた呼びかけを深めて、100点に到達したいと思っております。

重ねてですが、重複されているルートはどうするかということですが、今、委員がおっしゃいましたとおり、審査委員会の中で重複しているものは整理をする。なおかつ、ポイントだとか観光スポットだとか、スポット提案があるものについては、それらをうまくオリジナルにつくり直してルートにしていきたいということで、何とかやっ

て100点にこぎつけたいと思っております。

ただ、残念ながら、100点まで行くかどうかというのは自信がないので、何とか皆さんのお力を借りながらやっていきたいと思っております。

それから、提出したいと思っても、理由が難しくてなかなか提出できないというお話がございました。この間、3月31日までは一応あのようにずっと進めてまいりましたけれども、4月1日以降、更に追加をお願いしているときには、できるだけ簡単に、つまり、自分がお勧めする観光スポットに限って結構です、それから、自分がお勧めするお店屋さんに限っても結構です、自分が知っている神社に限っても結構ですと、こういう言い方をさせていただきながら進めてきておりますので、常識にとらわれることなく、自分が遊んでいる、散歩をしている、そういうコースをご提案いただきたいということで、提案の仕方を変えさせていただきました。それについてはなかなか周知ができない状態でありますので、とりあえず、6月30日の第2回目の締切りを見ながらということで検討させていただきますたいと思っております。

秋山委員

もう一点、ちょっと言い忘れたのですけれども、どういう部分が出ているのかなということがわかれば、やはり、ここにいらっしゃる方も、それぞれ自分の好きな場所というか、大好きな小樽ですから、結構持っているのだけれども、自分が言わなくなっているのだらうという部分もあるかと思うのです。早目に、1回、そういう部分の公表をされたら、また集まるというか、違うのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

今の秋山委員からのご提案でございますけれども、私どもも、6月30日のとりあえず2回目の限度といたしましよつか、その時点で、再度、市民の方にPRする必要があると認識しておりまして、更に期間を延長しなければならぬというコメントもさせていただきました。その時点で、例えば広報紙だとか、我々が出しております月間イベント情報、観光で出しております情報誌だとか、それから、マスコミ等を使わせていただきまして、具体的にこんなルートが示されている、今来ていますと広報の中でできるようなものがあつたときに、それらをお示して、こういうことでルートが示されているのもっと出してくださいと、そういうようなことも考えていきたいというふうに思います。

秋山委員

さきほど、おもてなしの心をやろうと思ったのですが、大島委員さんの方からすばらしい提言がありました。私も、人力車はすごく仕事熱心だなと思って見ていました。一生懸命で、この人は乗るといのがもうわかるのですね。きちんと百発百中ぐらいで乗せているのを見て、上手だなと思って見ていました。歩く時間帯が合わないから、清掃されているところまでは見ておりませんが、本当に、おもてなしの心、さすがプロだなという思いで聞いておりました。ぜひこの方々を講師に迎えて行ったらいかがかなという思いで聞いておりました。

13年に作成された小樽観光影響調査、3月議会の後の経済常任委員会でやったのかなと思いますが、感想、意見、小樽市の観光に対して、よかった点、悪かった点と。目安箱に入れられたのかどうかわかりませんが、それを参考にして、その本から出していただいた資料からも逸していた部分なのですから、13年にどうなっていたのか、名称を控えてくるのを忘れたのです。多分それだと思います。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

経済波及効果です。

秋山委員

そうだと思います。

その後ろの方に、評価区分別の代表的な自由回答内容というのがありました。16ページでしたか。これを見る限り、おもてなしの心という観点から見たとき、好意的な中身は、小樽の人は親切で温かいと、これが載っております。

して、あとは、批判的意見が13件ある中、8つがおもてなしの心に関連していることばかりです。ということは、毎年毎年同じことが繰り返されているのかなという思いで、また改めて見ておりました。

この中に、さっきもお話が出ておりましたが、駅の案内所や交番などの接客態度が悪いところがあるという部分もありまして、やはりもう一度、ああいうふうに新聞報道されるというのはショックですね。せっかく小樽の観光地は素晴らしいということでああいうプロの方々が出て来ている地域に、またあの行動で、要するにホスピタリティが足りないという部分でだめ押しをされると、大変悲しく感じますし、毎年毎年繰り返される、中に出てくる批判的という部分にも、おもてなしの心という部分は常に出てくるという部分をやはり反省点として、特定の方々、さきほども出ておりました何回も、新聞を見ていてもやっているということもわかっておりますが、出てこない方々、そういうところへどのように浸透させていけるのかなというのが今後の課題だと思います。

大変でしょうが、小樽の残された部分というのは観光にかけていくという部分がかかなり多いかなと思いますので、この辺もよくよく検討されて、よりよい方向に進むことを希望いたしますが、いかがでしょうか。

(経済) 観光振興室観光事業課長

秋山委員がご指摘のとおり、おもてなしの心、ホスピタリティにつきましては、長年の課題ということで、市も観光関係団体と連携をとりまして、これまでもさまざまな機会を設けて向上に対する活動を進めてきたわけでございます。具体的に申し上げますと、市の方では、広報を通して、あるいは、新聞の折り込みというようなことも活用して常日ごろの啓発に向けての行動を起こしてきたという経緯がございます。

今後とも、そういった具体的な行動ということが求められていくというふうに思いますが、いずれにしても、秋山委員がおっしゃるとおり、おもてなしの心は、小樽に限らず、観光地はどこでも抱えている大きな問題、大きな課題でございます。特効薬というものはなかなか見つからないと思います。こういった課題に向けて、粘り強く、市民の方に観光に対する認識を厚くしていただく、そして、観光客に対する接し方、あるいは、優しくお迎えするおもてなしの心といったものをどうやって具体的に観光客の方に表現をしていくのかということ、これからも呼びかけをしていく必要があるだろうというふうに考えています。

秋山委員

今の答弁をいただきましたが、全般的に見て、本州の観光地の方は全然違いますね。だから、本質的に、歴史が長い部分、そういう心というか、心根というのが備わっているのかなと時々感ずることがあります。大変でしょうが、この積み重ねの件はよろしくお願ひしたいと思います。

陳情第64号について

最後に、陳情第64号という部分、塩谷地域への新南樽市場送迎バス運行実施要請方についてという部分がかかなり出てきているのですが、市としては、南樽市場は民間だと思うのですけれども、こういう陳情というのは、小樽市としてなじむものなのではないかという点だけお聞きしたいと思います。

(経済) 商業労政課長

この陳情につきましては、私どもの方も、最初にお受けしたときに、中身が民間の企業の一般の顧客の方に対するサービスのようなものですから、それについて、私ども市の方から、ぜひそういうふうにしてほしいということ、直接、指導というか、お願ひというか、そういうものができるかどうかという戸惑いは確かにありました。

それでありまして、一応、こういう要望があるということでしたので、市場の理事長さんの方に会いに行ってみまして、実現が可能なかどうかということもお聞きしました。

そうしましたら、今、あれは2台でもって運行しているのですけれども、そのうちの1台は、塩谷方面側でいきますと、最高に近いところといえますと最上町方面まで行くというのですね。それは、以前は、もうちょっと松ヶ枝方面で終わっていたのが、要望があって、最上町方面まで行っているということで、逆にその分だけ、その便については待ち時間が長くなってしまっているのですね、1周するのに時間がかかるものですから。そういったことで逆に

クレームが起きている状態です。それから、2台を運行することによって相当のお金がかかっているということで、今のところはこれ以上の対応は無理なのではないだろうかというお話をされまして、そういったことで私どもは押さえておりました。

そして、今後はどうなのかなということについても、ちょっとその辺は、再度、市の方でお願いできるということであれば、お願いすることはやぶさかではありませんけれども、そういったことについてどうなのかなということとは、委員がおっしゃいましたように、私どもも多少の疑問はございました。

秋山委員

委員という立場からして、いつまでもこのままでいいのかなと思う部分があったものですから、ちょっとお聞きしてみました。

以上で終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

渡部委員

平成15年度石狩湾新港予算要求管理者案について

石狩湾新港の平成15年度予算要求管理者案が提示されてご説明がございました。

資料3の1、それから資料3の2で位置図が示されているわけです。この委員会の中でも質問者から話がありましたように、337億円という投資をもって西地区の整備に当たっている。そして、平成14年5月から本格的に整備体制に入って、平成16年度にはほぼ供用開始というのが計画であります。それで、管理者案の数字に基づく面と位置図でもって説明を受けましたけれども、西地区にかかわる配置を含めて、どのような計画なのか、あとは、残されたところ、2年でもって供用開始ということでもありますから、これは、投資額上からいっても相当の額であります。それで、言われているところのチップ、石炭、木材、鉄くず、それから水産品、その中でも、やはり土場を要するチップ、あるいは石炭、その配置を含めてどのようなっているのか。

当然、今の段階では、2枚の資料ばかりではなく、イメージ図を含めて提出があつてしかるべきかなと、それだけまた大きな整備であろうというふうに思っております。

西地区にかかわってお話いたしました面で、説明をお願いしたいというふうに思います。

(港湾)港湾振興室長

さきほどご報告させていただきました資料3の1の関係で、まず、イメージ図ということは確かにございましょう。現段階では、いろいろ作業工程の計画案がありまして、その中で、まず、航路の部分で申しますと、さきほども触れましたけれども、航路14メートルにつきましては、今、委員からもお話がありましたように、これから作業に着手されまして、15年度中には14メートル航路を完成させる予定にあると。それから、泊地につきましては、15年度に着手いたしまして、16年度におおむね完成予定と。泊地14メートルですね。それから、航路15メートル、港口の部分でございますけれども、これは平成15年度、単年度でもって工事を終わらせるという予定になります。

それから、問題の岸壁そのものでございますけれども、これは既に着手をされておりますが、14年度、そして15年度末を一つの目安として完成予定の方向にあるということでございます。

あわせて、国の直轄の港湾施設用地でございますけれども、これにつきましても、13年度から工事に着手されておりまして、16年度を完成予定にしているということでございます。

それから、今回、15年度に出しました西ふ頭用地の関係、これも14年度から引き続き、17年度を一応完成予定目標にしているということでございます。それから、さきほどの荷役機械の関係は、15年度に実施設計をすることになりまして、16年度にベルトコンベヤの機械を設置いたしたい。こういう考え方が管理者から示されたところでご

ざいます。

渡部委員

これだけの投資でもって大がかりな整備を行うという面からすると、少し、受け止めている、それから、新港に対する考え方というのは、ちょっとおろそかではないのかなという気がするのです。

例えば、今はお話しただけませんでしたけれども、土場なら土場で、チップというのは、おおよそ何トン扱って、そのための施設は何平米くらい必要だと。それから、石炭の場合は、どの位置にあって、そして、その土場で何平米くらい必要なのか。それから、当然、チップと石炭ということは、風向きによって石炭がチップにかかるということがあってはならない。チップが石炭にかかるのはいいですけれどもね。そういうふうになりますと、土場の置く状態と同時に、常に品質管理を行うということになると、そのためのさくをつくらなければならない。

そういった面は、これから16年度の供用開始ということは、当然、ヒアリングも含めて、そして一定の計画に基づいて進めることでありますから、イメージ図というのはそこにしっかりと配置されている。配置されることによって、本線からの、例えば揚げるためのアンローダーというもの、あるいは、石炭であれば、陸場で使うスタッククレーンもある。それから、中間においてベルトコンベヤなのか、それとも、地下を通してなのかという面をしっかりと見ていかなければ、今回、これで予算で出ています荷役機械の面で、テストあるいは設計なんていうものがあるが、やっぱり、効率性ということがそこで伴わなくなってくるのではないか。やるのであれば、そういう一つのイメージ図なり計画に基づいて行っていくことによって効率性もできるし、土場とのかかわりも出る、あるいはヤードのかかわりにおいてもということになるのではないのかなと。

こういう面で、計画というものに基づいて進めていくときに、配置、プランニング、それから実施をしていくという上で、市の、例えば小樽市が十分なかかわりを常日ごろから持っているのかどうか。ただ管理組合の案として出されたものに対してのみ定められる、あるいは、これには問題があるとかということなのか。そういう面では、しっかりと同列の上に立って計画から実施の面まで進めていかなければ、今までの委員会でいろいろと指摘されている面について、やはり問題解決は到底及ばないだろう、そういうふうを考えますけれども、いかがなものでしょうか。

(港湾) 港湾振興室長

今まさに委員からお話がありました内容につきまして、例えば荷役機械の問題、ふ頭用地全体をどのような形でやっていくのか。トータルで説明を受けた際に、私どももなかなか見えづらい部分があるものですから、これは、ただ、「はい、わかりました」と言って帰ってくるわけにはいきません。そういった中で、これは示されてまだ間もないものですから、ただ、今委員がおっしゃられたチップ、例えば、防じんさくをつけるのはどのような形でやるのか、膨大な土地なものですから、そういったもの一つとっても、どういう形態で本当に高められていくのか。

それからもう一つは、やはりオファーの関係です。要するに、利用される側も考え方をもう少しきちっと整理すべきだと思います。そういうかなり細かいといいますか、この時点では私どもも相当理解しなければならない時点にありますので、更にまだ協議するというお約束の下に、一応はとりあえずこういう案が示されたということで今日は報告させていただいたわけです。けれども、これは協議が終わったわけではありませんので、今後とも、具体的に、今委員がおっしゃられたような形、さきほども西脇委員がおっしゃられたような形で、より深めた形で施設整備の内容について途中報告させていただきたい、こう思っております。

渡部委員

いずれにしても、管理者案で出されたことについては、いつかは返事をしなければならない。ですから、その面をしっかりとつかんでから返事をしてもよいということなのか。例えば、9月なら9月までにその返事をしなければならないと。それでは、その時点でしっかりとつかめられるのかどうか。また、小樽市として納得や理解ができるのかどうか。その上に立って、同意なら同意ということなのか。それとも、商工会議所や港湾振興会から意見を上げ

てもらって、おおむね問題ないから返事をしようということなのか。だから、僕は、その辺については、しっかりと、経済の委員会なり、あるいはほかの委員会でもいろいろな指摘があるのですから、やはりきちっとしたものを提示して、そして、理解し得るものの中で返事をしていくということが大事ではないのかなと。

今回、特にこういうふうに大きくなりますと、小樽港にもたらず影響というものも多分にあるのです。さきほど西脇委員が言っていましたが、木材の関係とか、そういうような要素という。これは、石狩で本当に原木を含めて木材を扱うということになったら、小樽はどうするのか。小樽は、港町ふ頭でもって木材を扱います、石炭を扱いますと。実際にそういう面から照らしたら、やはりヒアリングをしっかりとやって、当初、港町ふ頭で荷物を呼び込むためのそういった面で実際に活動しているのだろうかとか。やはり、つくるときにはそういうものの中で進めてきているのでありますから、やはり、小樽なら小樽港として死守する体制というものをしっかりと持ちながらと。そのためには、当面して石狩湾新港とのかかわりというものを重要視しながら見ていく必要があるのではないかなと思います。

ところで、聞き漏らした面があるかと思えますけれども、いつまでに合意という上での返答をしていかなければならないのか。それまでの間、しっかりとしたイメージ図に基づく、小樽なら小樽が計画に基づいて位置づけてきけるという体制ができるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

(港湾) 港湾振興室長

同意の時期でございますけれども、これまでの流れからしますと、次回3定の時期ということでこれまで来ておりますが、さきほど申しましたように、私どもも、やはり新規事業ということに関しますと、後年度負担にどうしても影響がかかわってくるだろうという問題点は当然重視していかなければなりませんので、その辺をしっかりと、今お話がありましたように、母体間の協議、更には、小樽市内の振興会、それから会議所、こういうところにもそれぞれの観点からご意見をいただかなければならない。もちろん、議会からもいただかなければならない。そういうことをきちっと踏まえまして、3定に間に合うのであれば、当然またそのときに報告させていただきます。特に、時期的には、国との関係のことも、所轄との関係もまだまだありますので、その辺については我々もこれは精力的に取り組んでいかなければならないだろうと思っております。基本的には、これまでは3定の時期ということでございます。

渡部委員

一つ、長年の懸案事項で、これも西脇委員の方から話がありました母体負担の軽減であります。

決して、計画に基づいてどんどん上げますなんていうことは一言も言っていないのですね。できるだけ軽減をしていく、そのための努力をしていきたいということで、努力をしております。前回のときもいろいろ話が出て、何とか4億5,000万円なら4億5,000万円という一つのレベルから超えないような仕組みでやっていきたいと。しかし、残念ながら、新年度予算は超えていますね。

こういう中でも、しっかりと計画というものを見つめていきながら、母体負担にできるだけ降りかからない効率性を生むということをしていかなければ、今までの流れから見れば、果たして軽減されるかどうか。いつものとおり、理事者は、緊急性、必要性、それから過大投資等を十分にチェックをして見極めてまいりたい、そして、言うべきことは言っていきますと、この答弁ですと来ています。そして、年々、母体にかかる負担は上がっていているということでもあります。

問題は、こういう一つの計画に基づいて、どう反映させていくのか。具体的規制を持った形の中で取り組んでいくということでは、なかなか母体負担の軽減というものは難しいのかなと思います。ですから、一つの大きな計画に基づく面では、やはり英知を結集して、余り母体の負担にならないような仕組みの中で実施をしていくようなことをしっかりと持っていかなければならない。そのためには、管理組合から出された面で、よい悪いのものではなくて、日常、ふだんから参加をして、そして言うべきことも、計画を含めて話を進めていく、注文をつける、

そういうことをしていかなければなし得ないのかなと、私はそう思いますけれども、いかがなものでしょうか。

(港湾) 港湾振興室長

やはり、同意に関しましては、私どもは、さきほど必要な整備は行うという同意をしているわけでございますけれども、やはり、それはやみくもということではありません。今、こういう経済情勢、それから貨物の動向というものを極めなければならぬ状況にきております。そういった中で、本当に需要がどうなのかと。計画は計画で確かにあるのかもしれませんが、そのままそのとおりにやっていいのかどうかということは、再三再四申入れをしているところでございます。また改めまして、今のお話は、議員定数の特別委員会でもいろいろ出ておりますけれども、やはり、私どもも当然申入れをするべきことと、さきほども申しましたが、事業の平準化と。そして、例えば、現在は、15年度は荷役機械の起債事業で乗っかってきておりますけれども、これだけの方式しかないのかと。あるいは、例えばリース方式にして、そして、その償還分を見合うような形で返していく、こういったもろもろの方式もあるのではないかと。例えば一つの例ですけれども、そういったような、角度をいろいろ変えた形で、何とか、設備をするにしても、後年度負担につながらないように形にできないのか。こういうことは、これからいろいろなお話の中で強く申入れていきたい、このように思っております。

渡部委員

それからもう一つは、母体の一員として、それから母体負担として出しております。小樽港も港として抱えている。同じ湾内に石狩湾新港がそこにある。その存在性の中で、西脇委員も言っていましたね。その効果はどうか。この効果については、しっかり受け止めてもらいたいというふうに思います。

小樽も母体の一員です。母体の負担も出しております。しかし、小樽港あるいは小樽市に対する効果が何であるのか。現状からずっと見てきて、効果という面では右肩上がりになっているのか、横ばいなのか、あるいは低下現象にあるのか、そういう面は今までの流れの中でしっかりと検証する必要があるだろうし、今後においてもしっかりとした効果というものについて受け止めていただきたいというふうに思います。

この点ではいかがでしょうか。

港湾部長

さきほども港湾振興室長の方からお話しさせていただきましたけれども、私どもは、毎年、概算要求に当たって、事前協議がある前からいろいろあります。それで、平成12年から、やはり母体負担の増嵩というのは危機感を持ちまして、何とか平準化云々というような議論も相当やってきました。もっともそれ以前からこの問題はやっているわけですけれども、問題は、予算要求時期になって、この部分がどうだ、こうだというふうに急にその時点で議論しても、これは、正直に言って、長い経過の中で間に合いません。ですから、私どもは、新港の運営に関する会議といたしますが、これは専任副管を含めた会議がございますけれども、その下部組織ということで、これは道も石狩市も管理組合も小樽市も含めて、非常な頻度の中で、さきほど委員がおっしゃったとおり、真にこの時期にこういった港湾機能が必要なのか、それから、母体負担を軽減するためにはどんな方策があるのかと。ある意味では、振興策を図って収入を増やすというのも一方ですけれども、押しなべてこういった国際情勢あるいは東アジアの物流の関係の中で、そうそう大きくは右肩上がりができないという部分があれば、おのずと港湾建設の部分でそれなりの、毎度毎度申し上げて非常に恐縮ですけれども、やはり、この時期に本当に必要性があるのか、緊急性があるのか、もう少し自重してやったらどうかという部分は、平成12年から年間七、八回、過去、この4月を含めると10回ほどやってございます。そんなことで、この問題を日常的に議論する場というか、それは必要だということで、ただいま申し上げました。

それと、同じ湾内に二つの港があるという部分の効果でございます。これは、港本来の機能に着目することも必要でしょうけれども、やはり、大きな意味で、背後地も含めた部分の効果とか、あるいは、小樽で港湾業界として小樽港を舞台に活動していたものが、ツーピアの中でどういう活動を小樽業界ができるのか、幅広い見地が必要

だと思えます。

けれども、なかなかトータルの貨物が増えていかない中では、新港とのかかわりでの小樽港という部分がありますので、そのあたりは、十分に、今後とも注意しながら小樽港に対する効果というか、そういう視点での取組というのは大事だと、こう思っております。

渡部委員

最後ですけれども、時間の関係もありまして、石狩湾はこれで終えまして、さきほど、小樽港の15年度関係事業予算ということで、新港の事業予算の出し方に、要求に沿ってまとめて出しましたという次長の答弁でした。

新港は、今までの流れでいいのです。

しかし、新港には新港なりに、これに基づく細目のやつではずっと一覧はあるはずなのですね。せめて、地元小樽ですから、やはり、こういう面を出されて、位置づけ、位置図はありますけれども、やはり、もっと丁寧な仕組みということでご提示いただけるように研究していただきたいと思うのです。特に注目されるところでは、15年の中にコンテナ扱いのガントリー設置等がありますから、港町ふ頭なら港町ふ頭の配置図と。ここをコンテナヤードとして考えたいと。それから、ガントリーはこの位置だと。それから、くん蒸ならくん蒸を建てる上屋はこの位置だというような面で、ひとつ丁寧に提示してもらって、そういった面で考えていただきたいということだけちょっとお願いしたいのですけれども、いかがなものでしょうか。

港湾部長

おっしゃるとおりで、何も新港の資料に小樽港の部分を含ませる必要は一切ございませんので、今後、こういった資料の提出に当たっては、より委員の皆様にはわかりやすいような、内訳もきちっとわかるような部分で提出させていただきますしたいと思います。

渡部委員

終わります。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時34分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

西脇委員

陳情第17号は、雇用の創出と失業者の生活保障を求める意見書の提出方を求めるものです。

今日の道新の小樽後志版に、「雇用情勢は好転せず、4月の有効求人0.36倍」の見出しで報道されています。全国の有効求人倍率は0.47倍、全道は0.37倍に比べても、小樽地域が厳しく、陳情の願意は至極妥当であり、採択とすべきです。

以上で討論を終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、陳情第17号について採決いたします。

継続審査と決することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事項の経済の活性化についての調査は継続審査と決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。